



しあわせねんきん

変額個人年金保険(08)

ご契約のしおり・約款

特別勘定のしおり

2025年度（令和7年度）税制改正に伴う対応について

2025年度（令和7年度）税制改正に伴い、「ご契約のしおり・約款」に記載の生命保険料控除について、2026年（令和8年）分に限り、内容が一部変更となります。

つきましては、「ご契約のしおり・約款」とあわせてご確認いただきますようお願いいたします。

■2026年（令和8年）分の所得税について（1年間の時限措置）

23歳未満の扶養親族がいる子育て世帯の生命保険料控除（新制度の一般の生命保険料控除）の適用限度額が、4万円から6万円に引き上げとなります。（全体の適用限度額は12万円のまま変更ありません。）

■一部変更に伴うご契約のしおり・約款の内容

【一時払商品】

<所得税の生命保険料控除額>

- ・一般の生命保険料控除（23歳未満の扶養親族を有する場合）

年間正味払込保険料	控除される金額
120,000円を超えるとき	一律 60,000円

- ・一般の生命保険料控除（上記以外）

年間正味払込保険料	控除される金額
80,000円を超えるとき	一律 40,000円

【平準払商品】

<所得税の生命保険料控除額>

- ・一般の生命保険料控除（23歳未満の扶養親族を有する場合）

年間正味払込保険料 （控除の対象となる保険料）	控除される金額 （控除額）
30,000円以下のとき	全額
30,000円を超え60,000円以下のとき	$(\text{控除の対象となる保険料} \times 1/2) + 15,000\text{円}$
60,000円を超え120,000円以下のとき	$(\text{控除の対象となる保険料} \times 1/4) + 30,000\text{円}$
120,000円を超えるとき	一律 60,000円

- ・一般の生命保険料控除（上記以外）、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除

年間正味払込保険料 （控除の対象となる保険料）	控除される金額 （控除額）
20,000円以下のとき	全額
20,000円を超え40,000円以下のとき	$(\text{控除の対象となる保険料} \times 1/2) + 10,000\text{円}$
40,000円を超え80,000円以下のとき	$(\text{控除の対象となる保険料} \times 1/4) + 20,000\text{円}$
80,000円を超えるとき	一律 40,000円

※ 一般の生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除をあわせて120,000円が控除額の限度となります。

ご契約のしおり・約款 目次

この冊子は、「ご契約のしおり」と「約款」で構成されています。「ご契約のしおり」は、商品の
特徴としくみ、保障内容やお手続き等について説明しております。「約款」は、ご契約につい
ての取り決めに記載したもので、普通保険約款と特約条項で構成されています。なお、こ
の冊子では、当社が当該商品において定める保障内容やお手続き等に関する内容全てを
記載しています。ご契約のお手続きを行った募集代理店の取扱いによって、お客さまには
その一部のみが該当・適用されることとなります。

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明	2
ご契約にあたっての大切なことから	5
この保険の特徴としくみ	18
保険金および年金	21
保険金等をお支払いできない場合	24
特別勘定と資産運用	26
諸費用について	30
ご契約後のお取扱いについて	31
ご契約後のお手続きについて	41
税金のお取扱いについて	50
契約者への情報提供とサービス	52

約款

変額個人年金保険(08) 普通保険約款	53
保険契約申込書等の書面省略特則 特則条項	64
年金分割支払特約 特約条項	65
遺族年金支払特約 特約条項	66
指定代理請求特約 特約条項	69

【あ】

◆遺族年金支払特約

死亡保険金をご遺族(死亡保険金受取人)の方に年金としてお支払いする特約です。契約者の事前のお申し出(支払事由発生後は死亡保険金受取人のお申し出)により、死亡保険金の一時支払にかえて全部または一部をご遺族(死亡保険金受取人)の方に年金形式でお支払いします。

【か】

◆確定年金

あらかじめ設定した年金支払期間にわたり毎年年金を支払うものをいいます。

◆加算年金

保証金額付特別勘定終身年金において、基準日における運用実績に応じて、基本年金に加えてお支払いする年金です。

◆基礎率

保険金等を計算する際に用いる、予定利率、予定死亡率、予定事業費率などの計算要素のことです。

◆基本年金

保証金額付特別勘定終身年金において、お支払いする年金です。この年金額は、年金支払日の基本保険金額に3%を乗じた額となります。

◆基本保険金額

ご契約の際にお決めいただく金額のことで、死亡保険金額の算出の際やその後の契約内容の変更の際の基準となるものです。契約当初、基本保険金額は払込まれた保険料と同額となります。

◆契約応当日

ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に応当する日のことです。

◆契約者

当社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利(契約内容変更の請求権など)と義務(保険料支払義務など)を持つ人のことをいいます。

◆契約年齢

契約日における被保険者の年齢のことで、満年で計算し、1年未満の端数は切捨てます。
(例)24歳7か月の被保険者は24歳となります。

◆契約日

契約年齢や保険期間の計算の基準となる日をいいます。この保険では、当社が保険契約のお引受けを決定(承諾)した日を契約日とします。

◆後継年金受取人(指定制度)

契約者は、年金受取人死亡時にその年金受給権を引継ぐ人(後継年金受取人)をあらかじめ指定することができます。

【さ】

◆最低死亡保障額

被保険者の死亡日の基本保険金額から被保険者の死亡時までの既払年金の累計額を控除した金額のことをいいます。

◆指定代理請求人

年金受取人が、傷害または疾病により年金等を請求する意思表示ができない場合に代理人として年金等を請求できる人のことをいいます。契約者があらかじめ指定することができます。

◆死亡一時金

被保険者が年金支払開始日以後に死亡した場合にお支払いするお金のことをいいます。

◆死亡保険金

被保険者が積立期間中に死亡した場合にお支払いするお金のことをいいます。

◆死亡保険金受取人

契約者が指定した、死亡保険金を受取る人のことをいいます。

◆主契約と特約

約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるため、または主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

◆責任開始期(日)

申込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

◆責任準備金

将来の保険金等の支払いのために積立てられた金額のことです。

【た】

◆積立金

特別勘定で管理・運用を行っている資産のうち個々のご契約にかかわる部分のことをいいます。積立金額は、特別勘定資産の運用実績により毎日変動(増減)します。

◆特別勘定

変額個人年金保険にかかわる資産を他の保険種類にかかわる資産とは区別して管理・運用する勘定のことをいいます。複数の特別勘定を設定している変額個人年金保険の場合には、特別勘定ごとに独立して管理・運用を行います。また、特別勘定で運用されている資産を「特別勘定資産」といいます。

【な】

◆年金

年金支払期間中、被保険者(保証期間付夫婦年金で被保険者が死亡した場合は、被保険者の配偶者)の生存を条件に生涯(終身)または一定期間毎年お支払いするお金のことをいいます。

◆年金受取人

契約者が指定した年金を受取る人のことをいいます。

◆年金基金

遺族年金支払特約が締結され、保険金の支払事由が生じた時(保険金の受取人のお申し出によりこの特約が締結されたときには締結時)に、保険金の全部または一部を充当して設定された基金のことをいいます。

◆年金原資

一般勘定で運用する年金の支払開始時における将来の年金を支払うために必要な積立金額のことをいいます。

◆年金支払開始日

年金の支払いを開始する日のことです。被保険者の年齢が、年金支払開始年齢に到達する契約日の年単位の応当日をいいます。

◆年金支払日

年金支払開始日およびその後に到来する年金支払期間中の年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。

◆年金証書

ご契約内容により、年金額や年金支払期間などの内容を具体的に記載したものです。年金支払開始日以後に年金受取人に発行します。

◆年金総額保証付終身年金

被保険者が生存している間は年金をお支払いする年金の種類を終身年金といたします。年金総額保証付終身年金では、年金受取累計額が年金原資の額に満たないまま被保険者が死亡した場合、年金原資の額に到達するまで年金を引続きお支払いします。

◆年金の現価

将来の年金を支払うために必要な現在の積立金額をいいます。(将来の年金額を所定の利率で割引いて計算します。)

【は】

◆払戻金(解約払戻金)

契約が解約された場合などに、契約者に払戻されるお金のことをいいます。

◆被保険者

その人の生死が生命保険の対象となっている人のことをいいます。

◆保険証券

ご契約の保険金額などのご契約内容を具体的に記載したものです。

◆保険年度

契約日から起算して満1か年を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度…となります。

◆保険料

契約者から当社にお払込みいただくお金のことをいいます。

◆保証期間

被保険者の生死にかかわらず年金をお支払いする期間をいいます。

◆保証期間付終身年金

被保険者が生存している間は年金をお支払いする年金の種類を終身年金といたします。保証期間付終身年金は年金支払開始日から一定の保証期間を設定し、保証期間経過後は終身年金になる年金の種類をいいます。

◆保証期間付夫婦年金

年金支払開始日以後、被保険者とその配偶者のどちらかが生存している間は年金をお支払いする年金の種類を夫婦年金といたします。保証期間付夫婦年金は年金支払開始日から一定の保証期間を設定し、保証期間経過後は夫婦年金になる年金の種類をいいます。

◆保証金額付特別勘定終身年金

年金支払期間中も特別勘定で積立金を運用し、かつ被保険者が生存している間は年金をお支払いする終身年金です。年金支払期間中に被保険者が死亡した場合には、最低死亡保障額と積立金額のいずれか大きい方の金額を死亡一時金としてお支払いします。

【や】

◆約款

ご契約から保険契約の消滅までの契約内容を記載したものです。

◆ユニット数

特別勘定資産における契約者の保有分を表す単位のことをいいます。ご契約当初のユニット数は、保険料のうち特別勘定に繰入れられた資産をユニットプライスで割ることにより求められます。ただし、契約内容の変更等によって、ユニット数は変動します。

◆ユニットプライス

各特別勘定資産の積立金の1ユニットに対する価額のことをいい、特別勘定資産の評価を反映して毎日計算されます。

ご契約にあたっての大切なことから

生命保険募集人について

- 保険契約締結の「媒介」と「代理」について
生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は成立します。
生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は成立します。
- 当社の生命保険募集人について
当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに成立します。また、保険契約の成立後に内容を変更等される場合にも、原則として当社の承諾が必要となります。
- お客さまが当社の生命保険募集人の登録状況・権限等および変額保険販売資格に関して確認をご希望の場合には下記照会先までご連絡ください。

照会先：お客さまサービスセンター

フリーダイヤル 0120-125-104

営業時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

申込書等は契約者、被保険者ご自身で正確にご記入ください

- ご契約の申込書は契約者および被保険者ご自身でご記入ください。また、記入内容を十分お確かめのうえ、ご署名またはご署名・ご捺印をお願いします。
- 情報端末を利用した場合、入力内容を十分お確かめのうえ、ご署名をお願いします。

当社の組織形態について

- 保険会社の会社組織形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の契約者は、相互会社の契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

勤務先の申告について

- ご契約に際しては、勤務先について申込書でおたずねし、この内容によりご契約をお引受けできない場合があります。

取引時確認(本人確認)について

- 当社では、お客さまとの生命保険契約の締結等にあたり、法令(*1)に基づきお客さまに氏名・住居等が記載された公的証明書を提示いただく方法等により取引時確認(本人確認)を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことにより、金融機関等がマネー・ローンダリング(*2)に利用されることを防ぐこと等を目的としたものです。

(*1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)

(*2) 犯罪等で得た「資金」を正当な取引で得た「資金」に見せかけること等

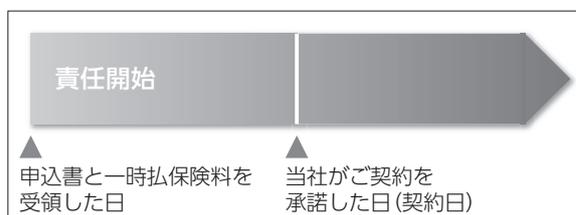
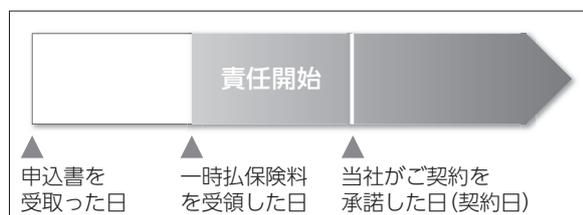
- お客さまの取引時確認(本人確認)は、以下の場合に行います。
 - ・ 生命保険契約の締結、保険契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)変更、年金支払(保険契約者と年金受取人が異なる場合)等の取引発生時
 - ・ 仮名取引やなりすましの疑いがある場合 等
- 取引時確認では、お客さまが個人の場合は氏名、住居、生年月日、職業等を、法人の場合は名称、本店の所在地、事業内容、実質的支配者等を、確認します。取引時確認で確認した事項に、後日変更が生じる場合は、当社宛にご連絡をお願いします。

保険料の払込みと領収証について

- この保険の保険料払込み方法(経路)は、「当社が指定する金融機関の口座への送金」のみに限定しています。生命保険募集人による保険料の受領は取扱いません。また原則、領収証の発行は省略させていただきます。

責任開始期・契約日について

- お申込みいただいた契約を当社がお引受けすることを決定(承諾)した場合には、一時払保険料のお払込みとお申込みがともに完了した時から保険契約上の責任を負います。
- 当社が契約のお引受けを決定(承諾)した日を契約日とし、保険期間は契約日からその日を含めて計算します。
- 責任開始期・契約日について図示すると次のとおりです。



保険証券のご確認について

- ご契約をお引受けしますと、当社は、保険証券を契約者にお送りしますので、お申込みの際の内容と相違していないかどうか、もう一度お確かめください。もし相違しているときは、すぐに当社にご連絡ください。

元本欠損が生じる場合について

- この保険は、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の死亡保険金額、解約払戻金額および年金額などが変動（増減）するしくみの生命保険商品です。特別勘定による資産運用では、主に以下のリスクがあり、運用実績によっては、解約払戻金等のお受取りになる合計額が、払込まれた保険料の合計額を下回る可能性があります。これらのリスクは、すべて契約者に帰属することになります。
- ① 価格変動リスク
主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、有価証券の市場価格の変動により資産価値が減少することがあります。
 - ② 為替リスク
外貨建資産に対して投資を行う特別勘定では、外国為替相場の変動により資産価値が減少することがあります。
 - ③ 信用リスク
主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、発行体の経営・財務状況の悪化により資産価値が減少することがあります。
 - ④ 金利変動リスク
主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、金利の変動により資産価値が減少することがあります。

預金などとの違いについて

- この保険は当社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）について

- お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除（以下、お申込みの撤回等）をすることができます。

【書面によるお申出】

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

<郵送先>

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

<記入内容>

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由(任意)	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号(日中連絡先)	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者(申込者)フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者(申込者)氏名(自署)	⑫保険 太郎

【電磁的記録によるお申出】

電磁的記録（申出フォーム）によるお申込みの撤回等は、お手続きの受付完了画面が表示された時に効力が生じます。三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問い合わせ」にある「クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）」内の「クーリング・オフ申出フォームによるお手続き」よりお申出ください。

- お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払込みいただいた金額を全額返還いたします。
- 次の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。
 - ・ 申込者または契約者が法人(会社)の場合、または個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
 - ・ ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合
- お申込みの撤回等の書面の投函または電磁的記録によるお申出と行違いに保険証券が到着した場合や、お申込みの撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター(お問合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。)

フリーダイヤル 0120-125-104

受付時間: 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時

生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています。(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。(※4))
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。)

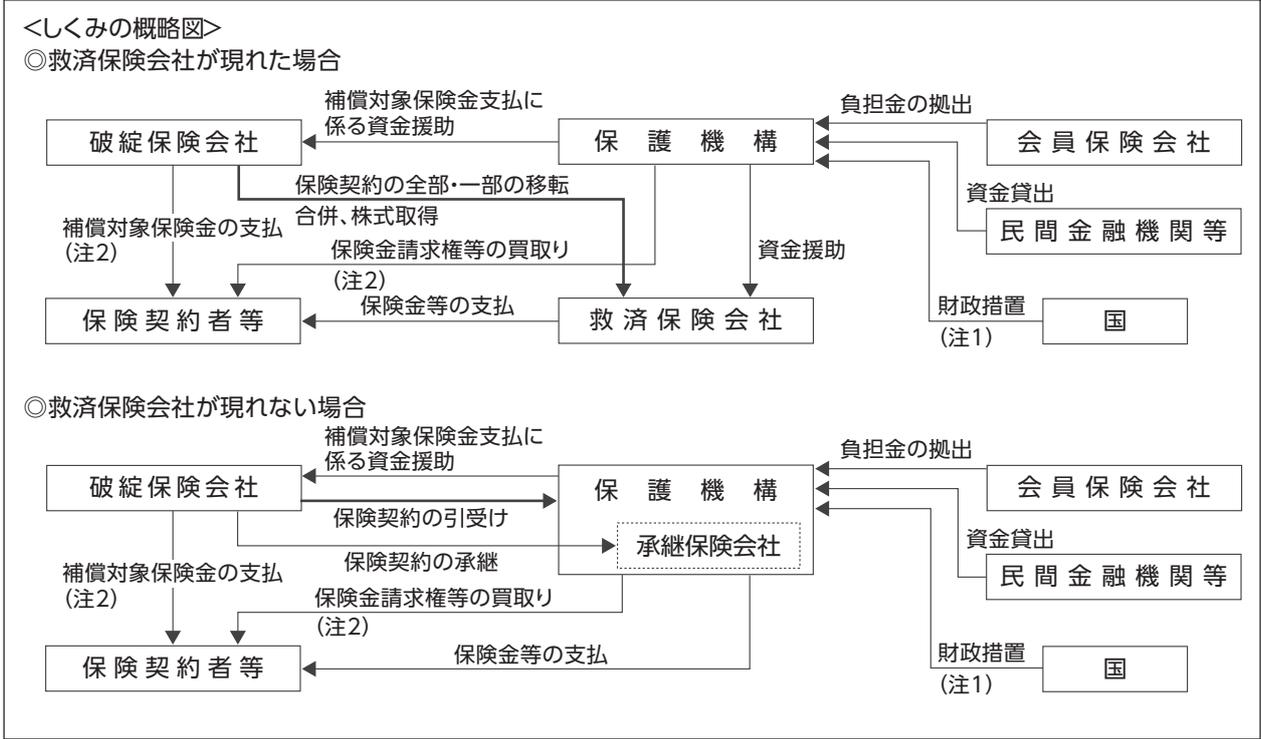
※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率=90%-{(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和÷2}

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買収することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇ 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

○ 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先
 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
 「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時」
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

個人情報の取扱いについて

当社では、プライバシーポリシーをホームページ、ディスクロージャー誌等に掲載することにより公表しております。ここに記載した内容は、当社プライバシーポリシーの一部となります。その他詳しい内容に関しては、当社ホームページにてご確認ください。

当社ホームページ <https://www.ms-primary.com>

個人情報の利用目的

- 当社は、個人情報を次の目的および共同利用に関する目的（以下、「利用目的」といいます。）の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。
- なお、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。
- ① 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金・解約金等のお支払い、および各種金融商品・サービスのご案内・提供・維持管理
 - ② お引き受けした各種保険契約に対する再保険契約の締結、および再保険契約に基づき実施する引受保険会社等（海外にあるものを含みます。）への個人情報の提供（引受保険会社から他の引受保険会社等への提供を含みます。）
 - ③ 当社のグループ会社および委託先が行う各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ④ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ⑤ お客さまのニーズにあった新商品や新たなサービスの開発・ご案内・ご提供
（当該目的の達成のため、お客さまからいただいたアンケートのご回答、ご契約の履歴、インターネットの閲覧履歴等の情報を分析に用いる場合があります。）
 - ⑥ その他、お客さまによりご満足いただける商品・サービスの提供を適切かつ円滑に行うための業務

お問い合わせ窓口

- 当社は、個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。当社における個人情報および匿名加工情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社 お客さまサービスセンター
電話番号:0120-125-104
受付時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00(年末年始、祝日を除きます。)

- 当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

【お問い合わせ先】

一般社団法人 生命保険協会 生命保険相談所
電話番号:03-3286-2648
住所:〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
受付時間:9:00～17:00(土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く。)
ホームページアドレス:<https://www.seiho.or.jp>

支払査定時照会制度について

- 保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。
- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等(以下、「保険契約等」といいます。)の解除、取消しもしくは無効の判断(以下、「お支払等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金(以下、「保険金等」といいます。)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下、「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社窓口にお問合わせください。

〈相互照会事項〉

- ◎ 次の事項が相互照会されます。ただし、保険契約消滅後5年を経過した保険契約に係るものは除きます。
 - (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
 - (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。)
 - (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法
- ◎ 上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金額、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金額、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※ 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟各社」をご参照ください。

FATCA (外国口座税務コンプライアンス法) 確認手続きについて

- FATCAは、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、顧客が米国納税義務者であるかを確認すること等を求める法律です。
- 当社では、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明(注1)に基づき、お客さまが生命保険契約の取引等をする際、お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁宛にご契約情報等の報告を行っております。つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

(注1) 国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明(2013年6月発表)

- FATCAに基づき、当社が取得したお客さまの個人情報は、FATCA上の目的のみに使用します。

1. 「所定の米国納税義務者」とは

- 特定米国人(米国市民、米国居住者、非上場の米国法人等)、米国人所有の外国事業体が対象となります。

区分	概要	対象	非対象
特定米国人	米国納税義務者から一定の要件に該当する者を除いた個人・法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国市民 ・ 米国居住者(注2) ・ 米国パートナーシップ ・ 米国法人 ・ 米国財団 ・ 米国信託 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国上場法人 ・ 米国政府 ・ 米国非課税団体 ・ 米国銀行 など
米国人所有の外国事業体	実質的米国人所有者が一人以上いる外国事業体(注3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右記以外の外国事業体 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場法人およびその関連会社 ・ 政府機関等(政府、行政機関、国際組織、中央銀行など) ・ 過年度の総所得のうち、投資所得が50%未満の事業体 ・ 一定の非営利団体、公益法人 ・ 金融機関 など

(注2) 一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

(注3) 例えば、法人においては、一人以上の特定米国人が25%を超える議決権または価値を有する場合をいいます。

2. FATCAの確認手続きとは

お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認するため、保険契約の取引時において以下の確認手続きをお願いいたします。

- 当社所定の書面等により、所定の米国納税義務者であるかをお客さまご自身にご申告いただく場合があります。
- お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認するため、各種証明書類(注4)をご提示またはご提出いただく場合があります。

(注4) 運転免許証、パスポート、登記簿謄本等の公的証明書など

なお、お客さまが所定の米国納税義務者である場合、上記に加えて、「外国納税者番号等の届出書」等の所定の書類をご提出いただきます。

※ 上記以外にも、追加の証明書類をご提示またはご提出いただく場合があります。

3. FATCAの確認手続きが必要となる場面

主に以下の場合に確認手続きが必要となります。

- 生命保険契約の締結、契約者の変更、保険金・年金の支払等の取引発生時
- その他、米国への移住など、契約者の状況が変化した場合

※ ご契約期間中に、渡米等の環境の変化等によって、「特定米国人・米国人所有の外国事業体」に該当することとなった場合は、当社までご連絡いただきますようお願いいたします。

4. 確認手続きに応じない、および報告に同意しない場合

お客さまに確認手続きに応じていただけない、および米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合、当社は、生命保険契約の締結を行いません。また、契約締結後において、確認手続きに応じていただけない等の場合には、米国内国歳入庁の要請に基づき、該当のご契約情報等を日米当局間で交換することとされています。

「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」について

- 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」は、外国の金融口座を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するために、OECDで策定された「共通報告基準(CRS)」に従って、金融機関が非居住者(個人・法人等)に係る金融口座情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で互いに提供する制度です。
- 日本においては、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に基づき、お客さまが生命保険契約にご加入される際等に、お客さまの氏名・住所(名称・所在地)・税制上の居住地国等を記載した届出書を生命保険会社へご提出いただくことが義務付けられております。
- 生命保険会社は、お客さまからご提出いただいた届出書の記載事項等を確認し、一定のご契約情報等を国税庁(所轄の税務署長)に報告することが義務付けられております。つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。
- 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に基づき、当社が取得したお客さまの個人情報、同制度実施の目的のみに使用します。

1. 届出書の提出が必要となる場面

① 主に以下の手続きを行う場合、新規届出書のご提出が必要となります。

新規届出書の提出が必要となる場面	提出いただく方
生命保険契約の締結	契約者
契約者の変更	変更後の契約者
年金等のお支払い(受取人が契約者と異なる場合等)	受取人

② 新規届出書の提出後、税制上の居住地国に変更があった場合は、異動届出書のご提出が必要となります。

※ 税制上の居住地国に変更があった場合は、当社までご連絡いただきますようお願いいたします。

2. 届出書の提出時期・記載事項

○ 届出書の種類に応じて、以下のとおりです。

届出書名	新規届出書	異動届出書
提出者	上記①の各手続きを行う方	新規届出書提出後に、新規届出書記載の税制上の居住地国に変更があった方
提出時期	上記①の各手続きを行う際	税制上の居住地国に変更が生じることとなった日から3か月を経過する日まで
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ (個人) 氏名、住所、生年月日 ・ (法人) 名称、本店または主たる事務所の所在地 ・ 税制上の居住地国名(注1)、税制上の居住地国が外国である場合は当該国の納税者番号 ・ (住所・所在地と税制上の居住地国が異なる場合) 事情の詳細 等(注2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更後の税制上の居住地国等 ・ 以前提出した届出書に記載した税制上の居住地国 ・ 左記の新規届出書の記載事項

(注1) 税制上の居住地国(納税地国)は、以下の①および②のように判断されますが、お客さまご自身の税制上の居住地国につきましては当社では判断できかねますので、ご不明点がある場合には、税理士等の専門家または最寄りの税務署にお問い合わせください。

① 日本に住所等を有する方は日本(法人の場合は日本国内に本店または主たる事務所がある方)

② 外国の法令において、住所を有するなど一定の基準により、所得税・法人税に相当する税を課されるものとされている方は当該外国

※ 上記のいずれも該当する場合は、該当する税制上の居住地国をすべてご申告ください。

※ 税制上の居住地国がない場合は、ない旨をご申告ください。

(注2) 一定の法人の方は以下の事項についても記載していただく必要がございます。

- ・ 上場法人、上場法人の関係会社、政府機関等、外国金融機関等に当たる場合にはその旨
- ・ 実質的支配者(法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある方)の氏名、住所、生年月日、税制上の居住地国、外国の納税者番号、(住所・所在地と税制上の居住地国が異なる場合)事情の詳細、当該法人の法人番号

3.当社が国税庁に報告する時期・報告事項

- その年の12月31日において締結されているご契約のうち、租税条約等により報告が必要とされている所定の外国を税制上の居住地国として届出された一定のご契約等につき、ご契約ごとに、特定対象者の氏名・住所・生年月日(名称・所在地)、税制上の居住地国、外国の納税者番号等および当該契約の証券番号、資産価額等を、翌年4月30日までに、国税庁(本店所轄の税務署長)に提供します。

4.届出や報告に応じていただけない場合

- 新規届出書の提出に応じていただけない、あるいは国税庁への報告に同意いただけない場合、当社は、生命保険契約の締結等を行わない場合があります。また、届出書に虚偽の記載を行った場合、新規届出書を提出しない場合には、罰則が科せられることがあります。

金融商品取引法に規定する「特定投資家」の方へ

保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法の規定により、当社に対して、お客さまを「特定投資家以外のお客さま(「一般投資家」といいます。)」として取扱うようお申し出いただくことができます。

※ 募集代理店が特定保険契約の代理若しくは媒介を行う場合は、特定投資家制度は適用されません。

お手続き方法や制度の詳細については、当社ホームページ(<https://www.ms-primary.com>)をご参照いただくか、当社お客さまサービスセンター(フリーダイヤル0120-125-104)までご連絡をお願いいたします。

この保険の特徴としくみ

この保険の特徴について

1. 年金支払期間中も特別勘定で運用します。

- この保険は、お払込みいただいた保険料から契約初期費用を控除した金額（特別勘定繰入額）を投資信託等を投資対象とする特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額および年金額等が変動（増減）するしくみの一時払の生命保険商品です。
- 契約日の1年後から、年金のお受取りが開始され、年金支払期間中も特別勘定による運用を継続しながら、積立金がなくなった場合でも、被保険者が生存している間、生涯にわたって年金をお支払いします。
- 年金額は、基本年金額（基本保険金額の3%）と加算年金額の合計となり、基準日（契約日から1年ごとの契約応当日の前日）の運用実績に応じてステップアップする可能性があります。
- 積立期間中に被保険者が死亡された場合は死亡保険金をお支払いします。年金支払期間中であれば死亡一時金をお支払いします。

2. 積立金額は運用実績によって変動（増減）します。

- お払込みいただいた保険料から契約初期費用を控除した金額（特別勘定繰入額）を特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて積立金額が変動（増減）します。
- 解約払戻金は、経過年数に応じて解約日における積立金額から解約控除額が差引かれます。

<ご契約例 一時払保険料(基本保険金額) 1,000万円の場合>

経過年数	基本保険金額 (万円)	特別勘定資産の運用実績ごとの解約払戻金額(万円)			
		-5%	0%	2.5%	5%
1年	1,000	859	908	932	955
2年	1,000	786	880	927	975
3年	1,000	719	853	923	995
4年	1,000	654	826	918	1,014
5年	1,000	593	799	912	1,032
6年	1,000	537	773	906	1,050
7年	1,000	483	747	899	1,068
8年	1,000	432	721	891	1,084
9年	1,000	385	696	883	1,101
10年	1,000	340	670	873	1,116
15年	1,000	127	520	788	1,150
20年	1,000	0	370	676	1,146
25年	1,000	0	220	537	1,102

※ この例表の数値は、一時払保険料を1,000万円とし、契約時に契約初期費用(一時払保険料の3%)を控除した後、例示の運用実績が期間中一定(-5%、0%、2.5%、5%)で推移したものと仮定して計算したもので、将来のお支払いを約束するものではありません。

※ 例示の運用実績(-5%、0%、2.5%、5%)は、上限または下限を示すものではありません。したがって実際の運用実績は-5%を下回る場合があります。

※ 例示の運用実績(-5%、0%、2.5%、5%)は、保険関係費と資産運用関係費を控除した後の数値です。

※ 契約日(増額日)から解約日までの年数が10年未満の場合には、経過年数に応じて解約控除額が差引かれます。なお、例示の解約払戻金額は、解約控除後の数値です。

※ 例示の解約払戻金額は、契約応当日の年金控除後の解約払戻金を、千円単位を切捨てて、万円単位で表示しています。

3. 年金について

- お支払いする年金種類は、保証金額付特別勘定終身年金です。(年金については、P.22をご参照ください。)
- 契約日の1年後から、被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存している場合、年金をお支払いします。

4. 死亡保障について

- 被保険者がお亡くなりになられた場合、積立期間中は死亡保険金を、年金支払期間中は死亡一時金をお支払いします。(死亡保障については、P.21をご参照ください。)

5. 特別勘定について

- この保険では、1つの特別勘定で構成される特別勘定群を設定しています。(特別勘定については、P.26をご参照ください。)

6. 配当金について

- この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

この保険のしくみについて

- 一時払保険料から契約初期費用(基本保険金額の3%)を控除した金額(特別勘定繰入額)が特別勘定に繰入れられます。
- 特別勘定の資産から諸費用を差し引いて、日々の特別勘定の資産が評価されます。
- この保険の保険期間は、積立期間と年金支払期間からなります。

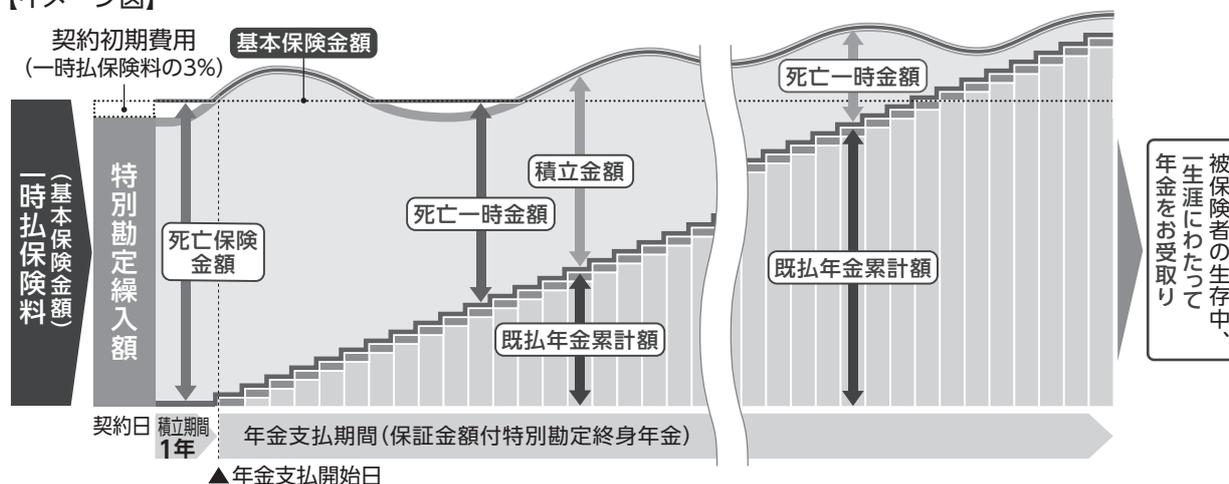
<積立期間>

- ・ 積立期間とは、契約日から年金支払開始日の前日までの期間をいいます。
- ・ 積立期間は1年です。

<年金支払期間>

- ・ 年金支払期間とは、年金支払開始日から年金を支払い終わるまでの期間をいいます。
- ・ 年金支払期間中は、被保険者が生存している間、生涯にわたって年金をお支払いします。

【イメージ図】



※ 上図はイメージ図であり、将来の積立金額等を保証するものではありません。実際の積立金額等は運用実績により変動(増減)します。

※ 上図は、積立期間中ならびに年金支払期間中に解約、一部解約および増額がなかった場合のものです。また、基本的なしくみをご理解いただくため、加算年金額は考慮していません。

保険金および年金

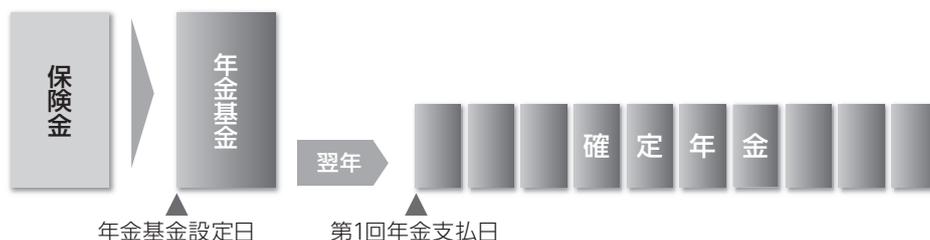
積立期間中の保障内容

死亡保険金のお支払い

- 積立期間中に被保険者が死亡した場合、被保険者が死亡した日における積立金額または基本保険金額のいずれか大きい額を死亡保険金受取人にお支払いします。

遺族年金支払特約について

- この特約は、保険金の支払事由発生前は契約者の申し出、支払事由発生後は保険金等の受取人の申し出により、保険金等を一時支払にかえて、年金として保険金の受取人にお支払いする特約です。
- お支払いする年金種類は確定年金となり、年金支払期間は、5、10、15、20、25、30年から選択することができます。
- 一部一時金、全額一時金でのお受取りも選択可能です。
- 年金基金は、この特約が締結されている場合は保険金の支払事由の発生により、また、この特約が保険金等の受取人の申し出によって締結された場合はその締結された時点で、保険金の全部または一部が充当され設定されます。
- この特約における年金受取人は保険金等の受取人と定め、年金基金の設定日の翌年の応当日から年金を年金受取人にお支払いします。
- 保険金の年金支払を選択した場合であっても、年金受取人からの請求があったときは、将来の年金支払にかえて、次の金額を一括してお支払いします。この場合、この特約は消滅します。ただし、年金受取人が2名以上いる場合、一括してお支払いした年金受取人について消滅します。
 - ① 年金基金設定後第1回年金支払日前の場合は、請求時における年金基金の価額をお支払いします。
 - ② 第1回年金支払日以後の年金支払期間中の場合は、残存支払期間に対応する未払年金の現価をお支払いします。



ご注意

- ・ この特約によりお支払いする年金額は、年金基金の設定時における基礎率等に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- ・ この特約による年金額が10万円に満たない場合は、年金によるお支払いにかえて一括でのお支払いとなります。この場合、この特約は消滅します。また、年金額が3,000万円を超える場合には、3,000万円を年金額とし、それを超える金額については一時金でお支払いします。
- ・ 年金受取人が2名以上いる場合、この特約による年金額の上限、下限については、受取人ごとに判定します。
- ・ 年金支払期間中は、年金額の1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から費用として控除します。

年金支払期間中の保障内容

1. 年金のお支払い

- お支払いする年金種類は保証金額付特別勘定終身年金です。
- 積立期間が満了すると年金支払期間に移行します。年金支払期間中も積立期間同様に特別勘定で運用を行います。
- この年金は、年金支払期間中の年金支払日に被保険者が生存している場合、年金をお支払いします。
- 年金の支払いのために、年金支払日の前日末の特別勘定の積立金の範囲内で、年金額と同額の積立金を控除します。特別勘定の積立金がなくなった場合でも、被保険者が生存している間、生涯にわたって年金をお支払いします。
- 年金支払開始前にご案内する書面が到着した後、年金受取人が、毎年の年金を年1回のお支払いにかえて、年2回(6か月ごと)、年6回(2か月ごと)、または年12回(毎月)の分割支払として指定することができます。(年金の分割支払については、P.23をご参照ください。)

2. 年金額

- 保証金額付特別勘定終身年金の年金額は、基本年金額と加算年金額の合計となります。
 - 基本年金額は、年金支払日の基本保険金額に3%を乗じた額です。
 - 加算年金額は、契約日から1年ごとの契約応当日の前日(基準日)に、次のいずれか大きい金額をその翌日の基本年金額に加算(ステップアップ)し、その後の年金としてお支払いします。
 - ① 基準日時点の運用実績<*>に3%を乗じた額
 - ② 基準日の加算年金額
- <*> 基準日時点の運用実績は、基準日の積立金額から基準日の最低死亡保障額を控除した額

<加算年金の計算例>

基本保険金額：1,000万円

基準日の加算年金額：0円

基本年金額：30万円 [1,000万円×3%] 既払年金の累計額：30万円

第2回年金支払日の前日(基準日)の積立金額：1,050万円

① 基準日時点の運用実績に3%を乗じた額：2万4,000円 [(1,050万円 - (1,000万円 - 30万円)) × 3%]

② 基準日の加算年金額：0円

①と②のいずれか大きい額を加算年金とするため、①が次年度の加算年金となり、第2回年金支払日の年金額は、32万4,000円 [30万円(基本年金額) + 2万4,000円(加算年金額)] となります。

- 一度ステップアップした加算年金額は、一部解約をしない限り下がりません。
- 年金支払期間中に増額をした場合、加算年金額は変更されません。(増額日以後、最初に到来する基準日に新たに算出します。)
- 年金支払期間中に一部解約をした場合、加算年金額は基本保険金額の減額割合に比例して減額されます。

3. 年金の分割支払 (年金分割支払特約)

- 契約者 (年金支払開始日以後は年金受取人) の申し出により、年金分割支払特約を付加することで、毎年の年金を年1回のお支払いにかえて、分割してお支払いします。選択できる分割支払回数およびその支払日は、次のとおりです。

※ 分割支払額は、年金額に所定の利息を付した上で各回の支払額が均等になるように計算した額とします。

分割支払回数	支払日
年2回	年金支払日および年金支払日の6か月後の月単位の契約応当日
年6回	年金支払日および年金支払日の2か月後、4か月後、6か月後、8か月後、10か月後の月単位の契約応当日
年12回	年金支払日および年金支払日の翌月以後の毎月の月単位の契約応当日

【例】年金支払日が4/1の場合

	年金支払日	分割支払日											
	4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	
年2回	●						●						
年6回	●		●		●		●		●		●		
年12回	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

- 年金支払期間中に年金の分割支払回数を指定・変更・解除する場合、次に迎える年金支払日の年金から反映されます。
- 1回あたりの分割支払額は、25,000円以上となるよう分割支払回数を選択いただけます。
- 分割支払中に契約が消滅した場合、または年金の一括支払が行われた場合等で、分割された年金の未払分がある時は、未払分を一括して年金受取人にお支払いします。
- この特約を一般勘定で運用する定額年金に適用することはできません。よって、年金の種類の変更をした場合、この特約の適用はなくなります。

4. 死亡一時金のお支払い

- 年金支払開始日以後、被保険者が死亡したときに、死亡一時金をお支払いします。
- 死亡一時金は、最低死亡保障額 (被保険者の死亡日の基本保険金額から被保険者の死亡時までの既払年金の累計額を控除した額) と積立金額のいずれか大きい額となります。ただし、最低死亡保障額と積立金額のいずれの金額も0 (ゼロ) の場合にはお支払いしません。
- この死亡一時金の受取人は、年金受取人となります。ただし、年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人となります。

保険金等をお支払いできない場合

免責事由に該当した場合

次の理由によるときには保険金等をお支払いできません。

1. 死亡保険金

次のいずれかにより被保険者が死亡したとき

- ① 責任開始日からその日を含めて2年以内の被保険者の自殺
ただし、自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を断つ認識がなかったと認められる場合は、お支払いすることがあります。
- ② 死亡保険金受取人の故意
ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合、その残額を他の死亡保険金受取人にお支払いします。
- ③ 契約者の故意
- ④ 戦争その他の変乱

2. 死亡一時金（保証金額付特別勘定終身年金の年金支払期間中における死亡一時金）

次のいずれかにより被保険者が死亡したとき

- ① 責任開始日からその日を含めて2年以内の被保険者の自殺
ただし、自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を断つ認識がなかったと認められる場合は、お支払いすることがあります。
- ② 年金受取人の故意
- ③ 戦争その他の変乱

ご注意

<戦争その他の変乱時の保険金等のお支払いについて>

戦争その他の変乱によって死亡したときでも、該当する被保険者の数によっては、影響の程度に応じて保険金等を削減してお支払いするか、または全額をお支払いする場合があります。

重大事由による解除の場合

次の事由に該当し、保険契約を解除した場合、たとえ保険金等をお支払いする事由が生じていても、保険金等をお支払いいたしません。

- ① 契約者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ② 保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐取行為（未遂を含みます。）があったとき
- ③ 契約者、被保険者、保険金等の受取人が、反社会的勢力＜* 1＞に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係＜* 2＞を有していると認められるとき
＜* 1＞ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
＜* 2＞ 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者もしくは死亡保険金受取人または年金受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。
- ④ その他、当社の契約者、被保険者、保険金等の受取人に対する信頼を損ない、保険契約の継続を困難とする上記①②③と同等の重大な事由があるとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合

次の事由に該当した場合には、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ① 契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約の締結または基本保険金額の増額を行ったときに、当社がその保険契約を取消した場合
- ② 契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結または基本保険金額の増額を行ったときに、当社がその保険契約を無効とした場合

特別勘定と資産運用

特別勘定について

- 変額個人年金保険は、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額などが変動（増減）するため、他の保険種類にかかわる資産とは区別して資産の管理・運用を行う必要があります。当社は、そのため特別勘定を設けるとともに、特別勘定の資産を他の資産とは独立した方針に基づき運用します。
- 特別勘定の資産運用は高い収益も期待できますが、一方で株価の低下や為替の変動などによる投資リスクも負うこととなります。変額個人年金保険では資産運用の実績が直接将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額などに反映されることから、資産運用の成果とリスクがともに契約者に帰属することとなります。
- 変額個人年金保険用の特別勘定で管理されている資産からの利益および損失は、原則として、変額個人年金保険契約のみに割り当てられ、他の種類の保険契約に割り当てられることはありません。
- 特別勘定における資産運用の成果が契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または第三者が契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- 契約者は特別勘定資産の運用方法については、一切の指図はできません。

保険料のしくみ

1. 払込方法

- この保険の保険料の払込方法は、一時払のみです。

2. 特別勘定への繰入日

- 一時払保険料から契約初期費用（一時払保険料の3%）を控除した金額が、ご契約の申込日からその日を含めた8日目のユニットプライスを基準として、その翌日に特別勘定に繰入れられます。ただし、契約日が申込日からその日を含めた8日目の翌日以後となる場合には、契約日のユニットプライスを基準として、その翌日に繰入れられます。

〈契約日が申込日からその日を含めた8日目までの場合〉



〈契約日が申込日からその日を含めた8日目の翌日以後の場合〉



3. 保険料の運用

- 保険料は特別勘定に繰入れて運用され、運用資産から保険関係費や資産運用関係費を差引いて、日々の特別勘定の資産が評価されます。また、契約ごとに差引かれるべき費用があればその額が差引かれて、契約ごとの積立金額が決まります。

積立金の計算

1. ユニットプライス・ユニット数

- この保険においては、日々変動(増減)しているご契約ごとの積立金を「ユニットプライス」(単位価額)と「ユニット数」(単位数)で把握します。
 - ・ ユニットプライス(単位価額)
特別勘定資産の積立金の1ユニットに対する価額のことをいい、特別勘定資産の評価を反映して毎日計算されます。
 - ・ ユニット数(単位数)
特別勘定資産における契約者の保有分を表す単位のことをいいます。ご契約当初のユニット数は、保険料のうち特別勘定に繰入れられた資産をユニットプライスで割ることにより求められます。ただし、契約内容の変更等によって、ユニット数は変動します。

<ユニットプライスの算出方法>

$$\text{当日のユニットプライス} = \text{前日のユニットプライス} \times \frac{\text{当日末特別勘定の資産残高}}{\text{当日始特別勘定の資産残高}} \times \left(1 - \frac{\text{保険関係費}(\%)}{365} \right)$$

※資産運用関係費は、特別勘定資産残高算出の際に控除されています。

2. ご契約ごとの積立金

- ご契約ごとの積立金は、特別勘定のユニット数と、日々定まる特別勘定のユニットプライスを把握することにより、計算されます。

ご契約ごとの積立金=	特別勘定の積立金
特別勘定の積立金=	特別勘定のユニットプライス×特別勘定のユニット数

<ユニットプライスの変動による積立金の推移の例>

	繰入時	1年後	2年後
ユニット数	30,000口	30,000口	30,000口
ユニットプライス	80	105	100
積立金	240万円	315万円	300万円

特別勘定における資産運用

1. 運用の基本方針

- 特別勘定の運用にあたっては、生命保険会社の資産の運用に関する法令・諸規則を遵守し、特別勘定資産の着実な成長と中長期的視点に立った収益の獲得を目指します。
- 特別勘定の種類と運用方針の詳細は、「特別勘定の種類と運用方針」をご参照ください。
- 将来、特別勘定の新設のほか、既に設定されている特別勘定について廃止することがあります。

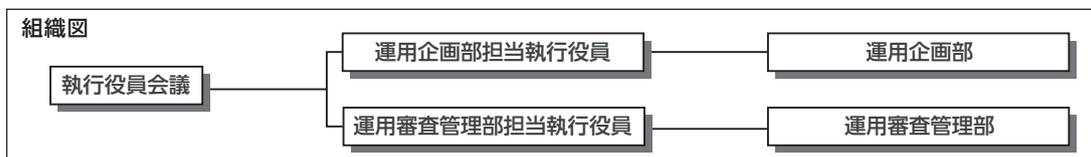
2. 特別勘定資産の評価方法

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金の増減に反映させます。
- 特別勘定資産の評価方法は次のとおりです。ただし、この評価方法については、将来変更されることがあります。
 - ① 有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱いが適当とされる資産については、時価*により評価するものとします。
 - ② 上記①以外の資産については、原価法によるものとします。
 - ③ 為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、時価*により評価を行い、評価差額を損益に計上します。

* 時価については、当社が評価日に合理的な方法により入手できる価格を使用します。なお、評価日の価格が把握困難な場合、前日の価格を使用します。

3. 運用体制 (2026年3月現在)

- この保険に関する特別勘定の運用について、投資対象となる投資信託の発注業務は、運用企画部が担当します。
- 各特別勘定で投資する投資信託の評価、モニタリング業務およびユニットプライス算出などの特別勘定の運用管理業務は、運用審査管理部が担当します。
(ただし、今後予告なく変更することがあります。)



特別勘定群について

- この保険では、1つの特別勘定で構成される特別勘定群を、1または2以上設定しています。
- 契約者は、お申込みの際に当社があらかじめ設定した特別勘定群を指定いただくとともに、契約締結時や基本保険金額の増額時には指定された特別勘定群に含まれる特別勘定を選択していただくことになります。
- この保険の特別勘定群は「AT型」です。

特別勘定の種類と運用方針

- 特別勘定の種類と特別勘定の運用方針は、以下のとおりです。ただし、特別勘定の種類と特別勘定の運用方針については、今後変更することがあります。
- 特別勘定の種類と特別勘定で投資を予定している投資信託は当社が定めます。なお、投資信託の組入比率は、原則高位を維持しますが、保険契約の異動等に備え一定の現預金等を保有します。

種類	特別勘定の名称 (ファンドコード)	運用方針	主な投資対象となる 投資信託	運用会社	資産運用関係費 (年率)
バランス型	バランス30 (05185)	実質的に国内外の株式・債券等に分散投資を行うことにより、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。	SMDAM・ アセット バランスファンド VA30L4 <適格機関投資家限定>	三井住友 DSアセット マネジメント 株式会社	0.143% (消費税込)

- ※ 主な投資対象となる投資信託が廃止されるなど、その投資信託による運用が困難となる特別な事情がある場合、他の投資信託に変更することがあります。
- ※ 資産運用関係費は信託報酬等を記載しています。その他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の費用・税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用が発生する場合は、特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。
- ※ 資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。
- ※ 主な投資対象となる投資信託の詳細につきましては、「特別勘定のしおり」をご確認ください。

諸費用について

この保険に係る費用は、つぎの費用の合計となります。

※内容は将来変更されることがあります。

ご契約時にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
契約初期費用	ご契約の締結等に必要な費用	一時払保険料の3%	特別勘定への繰入前に一時払保険料から控除

※ ご契約の締結等に必要な費用は、「契約初期費用」としてご契約時にご負担いただくほか、「保険関係費」として特別勘定での運用期間中にもご負担いただきます。なお、ご契約の締結等に必要な費用を重複してご負担いただくものではありません。

特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
保険関係費	ご契約の維持等に必要な費用ならびに死亡保険金等を支払うための費用	積立金額に対して年率2.74%	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除
資産運用関係費	特別勘定の運用にかかわる費用	特別勘定の資産残高に対して年率0.143% (消費税込)	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除

※ 資産運用関係費は信託報酬等を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の費用・税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用が発生する場合は、特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

※ 資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

一般勘定で運用する年金支払期間中および遺族年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

解約・一部解約時にご負担いただく費用

契約日(増額部分については増額日)から解約日または一部解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日(増額日)からの経過年数に応じて解約控除対象額(解約の場合は払込保険料総額、一部解約の場合は一部解約請求金額)に解約控除率(3.4%~0.4%)を乗じた金額(解約控除額)が積立金額から差引かれます。なお、契約日(増額日)から10年未満で一般勘定で運用する定額年金へ変更した場合にも、契約日(増額日)からの経過年数に応じた解約控除がかかります。

ご契約後のお取扱いについて

ご契約の解約・一部解約

1. 解約

- 保険期間中であればいつでも、ご契約の全部または一部を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

2. 一部解約

- ご契約の一部を解約し、払戻金を受取ることができます。
- 一部解約される場合には、一部解約の割合に応じて基本保険金額、基本年金額、加算年金額も減額されます。一部解約後のそれぞれの金額は、次のとおり改め、一部解約日の翌日から適用します。
一部解約後の基本保険金額＝一部解約日の基本保険金額×
(1－(一部解約金額(お受取希望額)＋解約控除額)/一部解約日の特別勘定の積立金額)
一部解約後の基本年金額＝一部解約日の基本年金額×(一部解約後の基本保険金額/一部解約前の基本保険金額)
一部解約後の加算年金額＝一部解約日の加算年金額×(一部解約後の基本保険金額/一部解約前の基本保険金額)
- 年金支払期間中に一部解約される場合、死亡一時金を算出する際に用いる既払年金の累計額は、次のとおりとなります。
一部解約後の既払年金の累計額＝一部解約日の既払年金の累計額×(一部解約後の基本保険金額/一部解約前の基本保険金額)
- 一部解約後の基本保険金額が200万円、または特別勘定の積立金額が20万円を下回る場合には、一部解約をお取扱いすることはできません。

3. 解約払戻金

- ご契約を解約された場合には、払戻金が支払われます。払戻金額は解約日における積立金額から解約控除額を差引いた金額となります。
- 解約控除額は、契約日(増額部分については増額日。以下同じ)から解約日または一部解約日までの経過年数に応じて、解約控除対象額に解約控除率を乗じた金額となります。契約日から10年以上経過後に解約または一部解約する場合には、解約控除はありません。
- 解約の場合は、一時払保険料を解約控除対象額とします。(増額があった場合には、増額保険料を含んだ払込保険料総額を解約控除対象額とします。)
- 一部解約の場合は、一部解約金額(お受取希望額)をもとに解約控除金額および一部解約請求金額を計算します。一部解約後の積立金額は、一部解約時の積立金額から一部解約請求金額を差引いた金額となります。なお、一部解約請求金額を解約控除対象額とします。ただし、一部解約請求金額が払込保険料総額(一時払保険料と増額保険料の合計から過去の一部解約請求金額を差引いた金額)を上回る場合には、解約控除対象額は払込保険料総額を上限とします。
- 一部解約の際に解約控除対象額として取扱われた金額については、以後の解約控除対象額の計算の対象とする払込保険料総額から控除して取扱います。

■契約日(増額日)からの経過年数ごとの解約控除率

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
3.4%	3.2%	3.0%	2.7%	2.4%	2.1%
6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上	
1.7%	1.3%	0.9%	0.4%	0%	

※ 保証金額付特別勘定終身年金の年金支払期間中に、一般勘定で運用する定額年金へ変更をした場合、契約日(増額日)からの年数が10年未満の場合には、契約日(増額日)からの経過年数に応じた解約控除がかかります。

<解約の例>

一時払保険料1,000万円

2年3か月時点で解約、解約時積立金額1,010万円の場合

解約控除対象額=1,000万円

払戻金額=1,010万円-(1,000万円×3.0%)=980万円

<一部解約の例>

一時払保険料1,000万円

2年3か月時点で一部解約金額(お受取希望額)300万円

一部解約時積立金額1,200万円の場合

一部解約時の解約控除額=300万円÷(1-3.0%)-300万円=9万円

一部解約請求金額=300万円+9万円=309万円

一部解約時の払戻金額(お受取希望額)=309万円-9万円=300万円

一部解約後の積立金額=1,200万円-309万円=891万円

一部解約後の基本保険金額=1,000万円×(1-309万円/1,200万円)=742万円

※ 千円単位を切捨てて、万円単位で表示しています。

ご注意	解約または一部解約時における払戻金のお支払いが特別勘定の資産運用に及ぼす影響が大きいと認めたとときは、最長6か月の範囲内で払戻金のお支払いを延期することがあります。この場合、払戻金に所定の利息を付けてお支払いします。
-----	--

契約後の諸変更について

1. 基本保険金額の増額

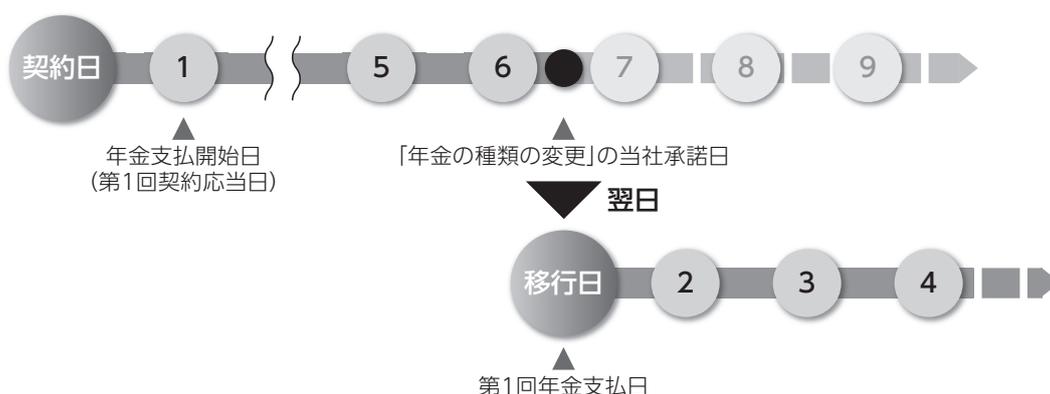
- 積立期間中ならびに保証金額付特別勘定終身年金での年金支払期間中は、被保険者の同意および当社の承諾の下、10万円以上1万円単位で増額することができます。
- 増額保険料から、契約初期費用（増額保険料の3%）を控除した額を、増額の請求を当社がお引受けすることを承諾した日（増額日）のユニットプライスを基準として、その翌日に特別勘定に繰入れます。
- 増額した部分の保障の責任が開始される時期は、増額日からとなります。
- 増額のお申込みは、契約申込における一時払保険料の特別勘定への繰入日以後となります。
- 増額部分についての基本年金額は、増額保険料（増額部分の基本保険金額）に3%を乗じた金額が増額日の直後に迎える年単位の契約応当日に加算されます。なお、加算年金額は変更されません（増額日以後、最初に到来する基準日に新たに算出します）。

ご注意

- ・ この保険の新規募集停止時には、増額のお取扱いを停止します。
- ・ 年金分割支払特約を付加している場合、1保険年度中に増額をした増額部分の基本年金額は、直後に迎える年単位の契約応当日に加算されるため、その保険年度中に支払われる分割年金は変更されません。

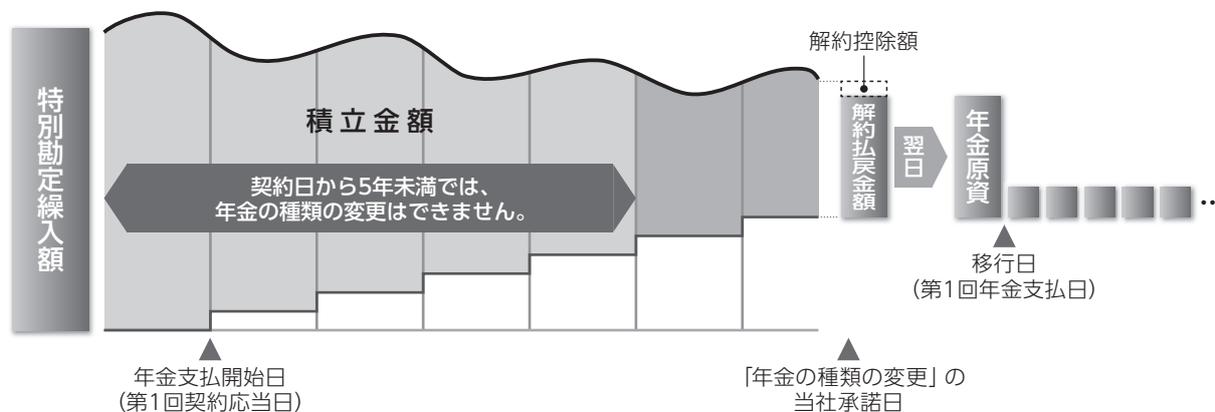
2. 年金の種類の変更（年金支払開始後のみのお取扱いとなります。）

- 契約日から5年経過後であれば、年金受取人のお申し出により、当社がその請求を受付けた日の解約払戻金を年金原資として一般勘定で運用する定額年金（確定年金、保証期間付終身年金、年金総額保証付終身年金、保証期間付夫婦年金）へ変更することができます。（各種年金の詳細については、P.34の【定額年金の種類】をご参照ください。）
- 変更後の年金支払日は、当社が変更の請求を受付けた日の翌日（移行日）となります。この移行日を第1回年金支払日として、その年単位の応当日を第2回目以降の年金支払日とします。



- 一般勘定で運用する年金の支払開始日は、被保険者の年齢が90歳以下であることが必要です。
- 年金の種類の変更に伴って計算された年金額が10万円未満となる場合は、年金による支払いを行わず、新たな年金種類の第1回年金支払日に、その前日の積立金額をお支払いします。また、年金額が3,000万円を超える場合には、3,000万円を年金額とし、それを超える金額については一時金で第1回年金支払日に年金と合わせてお支払いします。
- 一般勘定で運用する年金の支払期間中は、年金額の1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から費用として控除します。

- 年金の種類の变更后は、特別勘定では運用されません。また、特別勘定での運用に戻すこともできません。



ご注意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約日(増額日)から10年未満で一般勘定で運用する定額年金へ変更した場合には、契約日(増額日)からの経過年数に応じた解約控除がかかります。(解約控除については、P.32をご参照ください。) ・ 年金額は、解約払戻金を年金原資として、移行日における基礎率等に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
-----	---

【定額年金の種類】

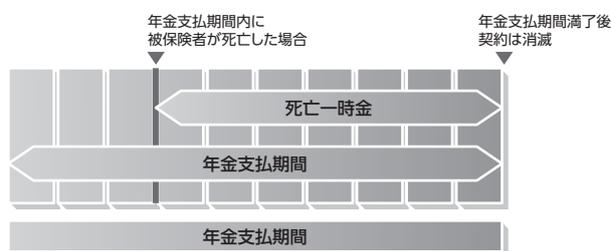
■確定年金

(年金支払期間:5年、10年、15年、20年)

- 移行日以後、あらかじめ定められた期間中、毎年、同額の年金額をお支払いします。
- 最終年金支払日における被保険者の年齢は105歳以下であることが必要です。
- 年金支払期間中の最後の年金支払日前に被保険者が死亡した場合、死亡一時金として、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を年金受取人*にお支払いします。また、死亡一時金のお支払いにかえて、年金支払期間中、年金受取人に引続き年金をお支払いすることもできます。

* 年金受取人が被保険者の場合は、後継年金受取人にお支払いします。

- 年金のお支払いにかえて、年金支払期間中に一括支払を希望する場合、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を一括してお支払いします。この場合、ご契約は一時金をお支払いしたときに消滅します。

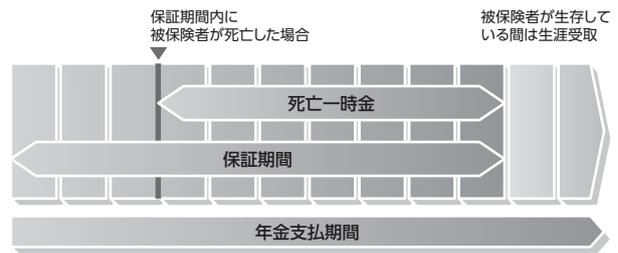


■保証期間付終身年金
(保証期間:5年、10年、15年)

- 移行日以後、被保険者が生存している間は、毎年、同額の年金額を生涯(終身)にわたってお支払いします。
- 保証期間中に被保険者が死亡した場合、死亡一時金として、保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を年金受取人*にお支払いします。また、死亡一時金のお支払いにかえて、保証期間中、年金受取人に引続き年金をお支払いすることもできます。

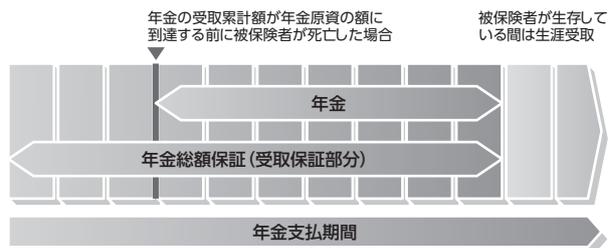
* 年金受取人が被保険者の場合は、後継年金受取人にお支払いします。

- 年金のお支払いにかえて、保証期間中に一括支払を希望する場合、保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を一括してお支払いします。なお、保証期間経過後に被保険者が生存している場合は、以後の年金のお支払いを再開します。



■年金総額保証付終身年金

- 移行日以後、被保険者が生存している間は、毎年、同額の年金額を生涯(終身)にわたってお支払いします。
- 年金の受取累計額が年金原資の額に到達する前に被保険者が死亡した場合でも、年金原資の額に到達するまで年金を引続きお支払いします。なお、この場合で、受取累計額が年金原資の額に到達するときの年金額(最後の支払年金額)は、年金原資の額からすでにお支払いした年金の合計額を控除した金額となります。
- 年金のお支払いにかえて、年金の受取累計額が年金原資の額に到達する前に一括支払を希望する場合、受取保証部分の残存部分に対する年金の現価に相当する金額を一括してお支払いします。なお、受取保証部分の最後の年金支払日以後に被保険者が生存している場合は、以後の年金のお支払いを再開します。その際、次の金額を再開時の年金としてお支払いします。
 - ①まず、一括支払を行わず受取保証部分の最後の年金支払日前日まで継続して年金をお支払いした場合の年金の合計額を年金原資から控除します。
 - ②次に、年金原資をもとに算出した年金額から①の額を控除します。この控除した金額が、受取保証部分の最後の年金支払日に被保険者が生存していた場合にお支払いする金額となります。(翌年以後は、毎年、年金原資をもとに算出した年金額をお支払いします。)

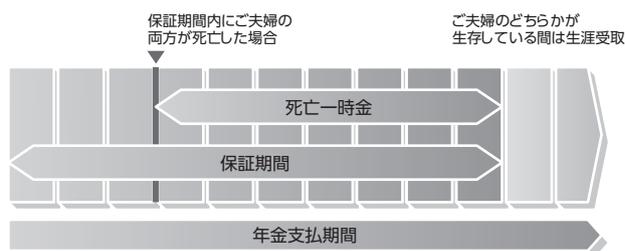


■保証期間付夫婦年金(保証期間:5年、10年、15年)

- 移行日以後、被保険者とその配偶者のどちらかが生存している間は、毎年、同額の年金額を生涯(終身)にわたってお支払いします。
- 保証期間中に被保険者とその配偶者のいずれもが死亡した場合、死亡一時金として、保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を年金受取人*にお支払いします。また、死亡一時金のお支払いにかえて、保証期間中、年金受取人に引続き年金をお支払いすることもできます。

* 年金受取人が被保険者の場合は、後継年金受取人にお支払いします。

- 被保険者の配偶者は、移行日の前日において被保険者の戸籍上の配偶者で、被保険者との年齢差が15歳以内の方に限ります。
- 年金のお支払いにかえて、保証期間中に一括支払を希望する場合、保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を一括してお支払いします。なお、保証期間経過後に被保険者とその配偶者のどちらかが生存している場合は、以後の年金のお支払いを再開します。



ご注意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の支払中に年金の一括支払をされる場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。 ・ 保証期間付終身年金、保証期間付夫婦年金は、被保険者(夫婦年金の場合はご夫婦とも)が早期に死亡される、または保証期間中に年金の一括支払をされる等の場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。
-----	---

【死亡一時金のお支払い】

- 定額年金(年金総額保証付終身年金を除く)の年金支払期間中、被保険者が死亡したときに、年金種類に応じて次の死亡一時金をお支払いします。

年金種類	お支払事由	死亡一時金額	受取人
確定年金	被保険者が移行日以後、年金支払期間満了時までに死亡したとき。	残存年金支払期間中の未払年金の現価に相当する金額	年金受取人 (ただし、年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人)
保証期間付終身年金	被保険者が移行日以後、保証期間満了時までに死亡したとき。	残存保証期間中の未払年金の現価に相当する金額	
保証期間付夫婦年金	被保険者とその配偶者のいずれもが移行日以後、保証期間満了時までに死亡したとき。		

- 死亡一時金のお支払いにかえて、保証期間付終身年金および保証期間付夫婦年金は保証期間中、確定年金は年金支払期間中、年金受取人に引続き年金をお支払いすることもできます。ただし、年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人にお支払いします。

3. 後継年金受取人指定制度

- 「後継年金受取人指定制度」とは、年金をお受取りになる方(年金受取人)が年金支払開始日以後に死亡した場合に備えて、年金受給権などの年金受取人の権利を承継する方(後継年金受取人)を契約者が事前に指定する制度です。
- 積立期間中は契約者のお申し出により、年金支払期間中は年金受取人のお申し出により、被保険者の同意を得て、当社所定の範囲で指定・変更することができます。(1名のみ指定可)

<ご指定範囲>

①被保険者 ②被保険者の配偶者 ③年金受取人の3親等以内の親族または6親等以内の血族

※ 年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合には、以後、後継年金受取人が年金受取人となります。

※ 年金受取人死亡時に、後継年金受取人が指定されていない場合もしくは後継年金受取人が既に死亡している場合、次の順位で後継年金受取人とみなします。

①被保険者

②被保険者の配偶者(①の該当がない場合)

③年金受取人の法定相続人(①②の該当がない場合)

非常事態発生時の特別取扱

- 天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害などの非常事態によって特別勘定資産の正常な評価ができなくなったときは、正常な評価ができなくなった特別勘定と他の勘定間の積立金の振替を行う次の取扱について、下表のとおり特別な取扱を行います。特別取扱の開始日から、特別取扱の終了日の前日までを、特別勘定の特別取扱期間とします。
- この場合、特別取扱の対象となる特別勘定および特別取扱の開始日をただちに公表します。
- この場合、当社および募集代理店における掲示または閲覧、当社のホームページ (<https://www.ms-primary.com>) への掲載にて公表します。

1. すでに受付けていたお申込みおよびご請求をなかったものとするもの

	特別勘定の正常な評価ができない場合の特別取扱
保険契約のお申込み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定に一時払保険料を繰入れる保険契約について、お申込みの受付を停止します。 ○ すでにお申込みを受付けていた場合でも、そのお申込みがなかったものとして取扱います。
一部解約	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定を含む保険契約について、一部解約のご請求全体について受付を停止します。 ○ すでにご請求を受付けていた場合でも、そのご請求がなかったものとして取扱います。
基本保険金額の増額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定を含む保険契約について、基本保険金額の増額のご請求全体について受付を停止します。 ○ すでにご請求を受付けていた場合でも、そのご請求がなかったものとして取扱います。
年金の種類の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定を含む保険契約について、年金の種類の変更のご請求全体について受付を停止します。 ○ すでにご請求を受付けていた場合でも、そのご請求がなかったものとして取扱います。

2. お手続きを延期するもの

	特別勘定の正常な評価ができない場合の特別取扱
解約	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定の積立金については解約を延期し、特別取扱の終了日を解約日として取扱います。それ以外の特別勘定の積立金部分についてはその日に一部解約を受付けたものとして取扱います。

※ 解約が延期された部分について、契約者は、特別取扱期間中に、解約の中止を申し出ることができます。

3. 特別取扱期間中であっても、通常どおりの取扱を行うもの

保険金等の支払い	<ul style="list-style-type: none">○ 正常な評価ができない特別勘定を含む保険契約についても、保険金等の支払事由が発生した場合には、通常どおり請求を受け付け支払います。○ 正常な評価ができない特別勘定の積立金部分について解約を延期している間に、保険金等の支払事由が発生した場合には、解約を中止し、通常どおり請求を受け付け支払います。
----------	---

ご契約後のお手続きについて

(2026年4月現在)

ご契約後のお手続きについては、当社お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター

フリーダイヤル 0120-81-8107 (ハイ、パートナー)

受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

※お問合わせの際は、証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問合わせください。

契約内容の変更手続き

1. 契約者の変更

- 契約者の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者ならびに変更後の契約者をご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
- 契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、契約者を被保険者の3親等以内の血族または配偶者に変更することができます。

2. 死亡保険金受取人の変更

【死亡保険金受取人を生存中に変更する場合】

- 死亡保険金受取人の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者をご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
- 契約者は、保険金の支払事由発生前であれば、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族に変更することができます。

ご注意

死亡保険金受取人の変更のご連絡を当社が受付ける前に、変更前の死亡保険金受取人に当社が保険金をお支払いした場合には、変更後の死亡保険金受取人からの保険金の請求に対しては、当社はお支払いいたしません。

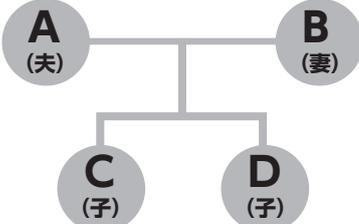
【死亡保険金受取人を死亡後に変更する場合】

- 保険金の支払事由発生前に死亡保険金受取人が死亡したときは、すみやかに「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者をご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。なお、新しい死亡保険金受取人を指定いただくまでの間は、変更前の死亡保険金受取人の法定相続人が死亡保険金受取人となります。
- 契約者は、保険金の支払事由発生前であれば、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族に変更することができます。

ご注意	死亡保険金受取人の変更のご連絡を当社が受付ける前に、変更前の死亡保険金受取人に当社が保険金をお支払いした場合には、変更後の死亡保険金受取人からの保険金の請求に対しては、当社はお支払いいたしません。
-----	--

【例】

契約者・被保険者 : Aさん
死亡保険金受取人 : Bさん



Aさんより先に死亡保険金受取人であるBさんが死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。その後、Aさん(契約者・被保険者)が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等となります。

【遺言により死亡保険金受取人を変更する場合】

- 保険金の支払事由発生前であれば、契約者は法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族に変更することができます。この場合、契約者が死亡した後、契約者の相続人から「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。
- 死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。

ご注意	死亡保険金受取人の変更のご連絡を当社が受付ける前に、変更前の死亡保険金受取人に当社が保険金をお支払いした場合には、変更後の死亡保険金受取人からの保険金の請求に対しては、当社はお支払いいたしません。
-----	--

3. 年金受取人の変更

- 年金受取人の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者をご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
- 契約者は、被保険者の同意を得て、年金受取人を被保険者または契約者に変更することができます。ただし、年金受取人が被保険者と同一人の場合には、年金支払開始日以後は年金受取人を変更することができません。
- 契約者は、法律上有効な遺言により、当社の定める取扱範囲内で年金受取人を変更することができます。この場合、契約者が死亡した後、契約者の相続人から「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。
- 年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。

ご注意	年金受取人の変更のご連絡を当社が受付ける前に、変更前の年金受取人に当社が年金または一時金をお支払いした場合には、変更後の年金受取人からの年金または一時金の請求に対しては、当社はお支払いいたしません。
-----	---

4. 後継年金受取人の変更

- 後継年金受取人の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者（年金支払開始日以後は年金受取人、以下、本項目において同様とします。）がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
- 契約者は、被保険者の同意を得て、当社所定の範囲で後継年金受取人を変更することができます。
＜ご指定範囲＞
 - ①被保険者
 - ②被保険者の配偶者
 - ③年金受取人の3親等以内の親族または6親等以内の血族
- 契約者は、法律上有効な遺言により、当社の定める取扱範囲内で後継年金受取人を変更することができます。この場合、契約者が死亡した後、契約者の相続人から「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。
- 後継年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。

ご注意

後継年金受取人の変更のご連絡を当社が受付ける前に、変更前の後継年金受取人に当社が年金または一時金をお支払いした場合には、変更後の後継年金受取人からの年金または一時金の請求に対しては、当社はお支払いいたしません。

5. 遺族年金支払特約における年金受取人の変更

- 遺族年金支払特約における年金受取人の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、年金受取人ならびに変更後の年金受取人がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
- 年金受取人は、年金基金の設定後第1回年金支払日前に限り、当社の承諾を得て、年金受取人の3親等以内の血族または配偶者に変更することができます。
- 年金受取人が年金基金の設定後に死亡したときは、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人が新たな年金受取人となります。

6. 其他のご契約後のお手続きの例

- 改姓・改名
- ご住所の変更
- 保険証券・年金証書の再発行

死亡保険金・年金などの請求手続き

ご注意

保険金、年金または一時金(以下、「保険金等」といいます。)などのご請求は、その請求ができるときから3年間を過ぎると、ご請求の権利がなくなります。

1. 年金の請求について

- 年金支払開始日の約3か月前に、契約者宛に年金支払請求に関するご案内を送付させていただきますので、年金受取人がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
- ご契約時に年金請求手続きを同時に行われた場合、または年金支払開始日前までに必要書類を当社に提出いただいた場合、いずれの場合も第1回の年金は、年金支払日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、ご指定の金融機関口座にお支払いします。第2回以降の年金についても、年金支払日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、ご指定の金融機関口座にお支払いします。
- 第1回の年金をお支払いする際、年金証書を年金受取人に送付します。

2. 死亡保険金の請求について

- 死亡保険金の支払事由が生じた場合には、死亡保険金受取人ご本人よりすみやかに「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、死亡保険金受取人がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
- 死亡保険金は、必要書類が当社に到着した日(書類に不備がある場合は完備された日)の翌日からその日を含めて5営業日以内に、ご指定の金融機関口座にお支払いします。

【死亡保険金を年金形式でお支払いする場合(遺族年金支払特約を付加した場合)】

- 第1回の年金は、年金基金設定日の1年後の応当日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、ご指定の金融機関口座にお支払いします。第2回以降の年金についても、年金支払日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、ご指定の金融機関口座にお支払いします。
- 死亡保険金の一部を年金基金に充当する場合、残りの死亡保険金については、必要書類が当社に到着した日(書類に不備がある場合は完備された日)の翌日からその日を含めて5営業日以内に、ご指定の金融機関口座にお支払いします。
- 年金基金設定日は、遺族年金支払特約が締結された時期により異なります。

特約が締結された時期	年金基金設定日
死亡保険金の支払事由発生前	死亡保険金の支払事由が発生した日
死亡保険金の支払事由発生後	この特約が締結された日

※ 上述の死亡保険金を年金形式でお支払いする場合の死亡保険金には、保証金額付特別勘定終身年金における死亡一時金を含みます。

3. 死亡一時金の請求について

- 死亡一時金の支払事由が生じた場合には、すみやかに「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社から請求書類をお送りいたしますので、年金受取人がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人がご記入のうえ、ご提出ください。

- 死亡一時金は、必要書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は完備された日）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、ご指定の金融機関口座にお支払いします。

4. お支払いにあたっての事実確認を行う場合について

- 保険金等のお支払いの可否判断にあたり、保険契約の締結時から保険金等の請求時まで当社に提出された書類だけでは確認ができない場合には、次の表の確認事項についての確認を行います。
- この場合の保険金等のお支払い期限は、必要書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は完備された日）の翌日からその日を含め、次に定める日までとします。その際、保険金等を請求した受取人に対し、確認事項および必要となる日数を通知します。なお、保険金等がお支払いできる場合は、その確認ができ次第、お支払い期限を待たずすみやかにお支払いします。

【事実確認における確認事項、確認内容およびお支払い期限】

確認事項	確認内容	お支払い期限
保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	被保険者の保険金等の支払事由に該当する事実の有無	60日
保険金等の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	保険金等の支払事由が発生した原因	
この保険で規定する重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	免責事由に該当する事項または契約者、被保険者もしくは受取人の暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する事実の有無、保険契約締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実	

- 前表の確認事項についての確認を行うにあたり、特別な照会や調査が必要な場合には、お支払い期限は照会・調査の内容に従い、次に定める日までとします。なお、照会・調査が複数の場合には、それぞれの日数のうち最も多い日数をお支払い期限とします。
- このとき、受取人に対し通知すること、確認後すみやかにお支払いすることは、前表の場合と同様です。

【照会・調査の内容およびお支払い期限】

照会・調査の内容	お支払い期限
医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	90日
弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会	120日
研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	120日
警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
日本国外における調査	180日
災害救助法適用地域における調査	90日

ご注意	お支払いの可否判断にあたっての、事実確認における必要事項の確認に際し、契約者、被保険者または受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、当社はこれにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、またその間は保険金等をお支払いいたしません。
-----	---

5. 解約・一部解約の請求について

- 解約・一部解約を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者をご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
- 解約・一部解約に伴う払戻金は、必要書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は完備された日）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、ご指定の金融機関口座にお支払いします。

6. 一般勘定で運用する定額年金の一括支払の請求について

- 一般勘定で運用する定額年金への変更後に一括支払を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、年金受取人がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
- 年金の一括支払に伴う払戻金は、必要書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は完備された日）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、ご指定の金融機関口座にお支払いします。

7. 被保険者による契約者への解約の請求について

- 契約者と被保険者が異なる契約において、次のような事由に該当した場合には、被保険者は契約者に対して保険契約の解約を請求することができます。契約者は、この請求を受けた場合、当社に対して解約請求の手続きをしてください。
 - ① 契約者または保険金受取人が当社に保険金の支払いを行わせることを目的として保険金等の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
 - ② 死亡保険金受取人が当該生命保険契約に基づく保険金の支払いの請求について詐取を行った、または行おうとした場合
 - ③ 上記①②の他、被保険者の契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、保険契約の継続を困難とする重大な事由がある場合
 - ④ 契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合
- 一般勘定で運用する定額年金への変更後は、保険契約を解約することができません。移行日以後に、被保険者が年金受取人に対して死亡保障の解約を請求した場合は、年金の一括支払を適用します。年金受取人は、この請求を受けた場合、当社に対して年金の一括支払請求の手続きをしてください。
 - ※ 保証金額付特別勘定終身年金の支払開始日以後は、契約者は年金受取人となります。
 - ※ 死亡保険金には死亡一時金を含み、死亡保険金受取人には死亡一時金の受取人を含みます。

指定代理請求特約について

被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金（一括支払を含みます、以下同様とします。）を請求できない「特別な事情」があるとき、契約者（年金支払開始日以後は年金受取人、以下同様とします。）によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金を請求することができる特約です。指定代理請求人からの年金の請求に際しては、指定代理請求人に年金の振込口座を指定いただきます。（指定代理請求人名義の口座を指定することもできます。）当社は、指定代理請求人が指定した口座への振込みをもって年金をお支払いします。

1. 年金受取人が年金を請求できない「特別な事情」について

- 「特別な事情」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。
 - ① 傷害または疾病により、年金を請求する意思表示ができない場合
 - ② その他、①と同様の当社が認める状態である場合

2. 指定代理請求人について

- 指定代理請求人は、後継年金受取人と同一人としてします。ただし、後継年金受取人が未指定の場合、または、後継年金受取人と別の方を指定したい場合は、任意の方1名を指定することができます。請求時に年金受取人と一定の間柄でなければならないことにご留意ください。

3. 代理請求できる方

- 年金受取人にかわって年金を請求できる方は、契約者が指定代理請求人としてあらかじめ指定し、かつ、年金の請求時に次のいずれかに該当する必要があります。
 - (1) 次の範囲内の者
 - ① 年金受取人の配偶者
 - ② 年金受取人の直系血族
 - ③ 年金受取人の3親等以内の親族
 - (2) 次の範囲内の者。ただし、当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、年金受取人のために年金を請求すべき適当な理由があると当社が認めた者に限ります。
 - ① 年金受取人と同居し、または年金受取人と生計を一にしている者
 - ② 年金受取人の財産管理を行っている者
 - ③ 死亡保険金の受取人
 - ④ その他①から③までに掲げる者と同等の特別な事情がある者として当社が認めた者

4. 指定代理請求人の変更

- 指定代理請求人の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者をご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。

5. 指定代理請求特約の付加・解約・消滅について

- 特約の付加
契約者のお申し出により、当社の承諾を得て付加することができます。
ただし、被保険者と年金受取人が同一人である場合のみとなります。
- 特約の解約
契約者はいつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 特約の消滅事由(次の場合、この特約は消滅します。)
 - ・ 年金受取人または指定代理請求人の死亡を当社が知ったとき
 - ・ 年金受取人を変更したとき
 - ・ この特約を付加した主契約または特約が消滅したとき

ご注意

- ・ 年金受取人の代理になる方を契約者が指定する取扱いとなりますので、契約者は年金受取人とご相談の上、指定代理請求人の指定をお願いします。
- ・ 契約者が指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に年金の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。
- ・ この特約の対象は年金のみとなりますので、死亡保険金受取の代理はできません。
- ・ 指定代理請求人からの請求に際しては、通常の年金受取に必要な書類のほか、年金受取人の状態がわかる医師の診断書、年金受取人との関係がわかる書類等、追加の書類提出が必要になります。
- ・ 年金受取人に、成年後見制度における法定後見人(成年後見人・保佐人・補助人)または任意後見人が存在する場合、指定代理請求人から年金の請求があっても、成年後見制度の成年後見人等を優先し、指定代理請求人からの請求に応じない場合があります。
- ・ 指定代理請求人は、ご契約内容の変更(年金種類の変更、契約の解約等)のご請求を行うことはできません。
- ・ 指定代理請求人から年金の請求を受けて年金をお支払いした場合、その支払後に年金受取人ご本人から請求を受けても、当社は重複してお支払いしません。
- ・ 指定代理請求人の変更のご連絡を当社が受付ける前に、変更前の指定代理請求人による請求に基づき当社がお支払いした年金については、変更後の指定代理請求人からその年金の請求を受けても当社はお支払いいたしません。

契約当事者以外の者が保険契約を解約する場合の契約の存続に関する手続き

- 契約者の差押債権者、破産管財人などの契約者以外で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）が保険契約の解約をする場合には、その解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、次の①②すべてを満たす保険金受取人は契約を存続させることができます。
 - ① 契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ② 契約者でないこと
- 保険金受取人が契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過する日までの間に、次の①～③すべてのお手続きを行う必要があります。
 - ① 契約者の同意を得ること
 - ② 解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - ③ 上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

税金のお取扱いについて

生命保険料控除

1. 生命保険料控除の種類

- 保険料の支払方法が一時払の個人年金保険の場合、「一般の生命保険料控除」の対象となります。

2. 控除対象となる税金

- お払込みいただいた保険料は「生命保険料控除」の対象となりますので、所得税、住民税が軽減されます。
 - ・ 控除の対象となるご契約
保険金の受取人が契約者本人またはその配偶者もしくはその他の親族となっている契約
 - ・ 控除の対象となる保険料
その年の1月から12月までにお払込みいただいた保険料の合計額

<所得税の生命保険料控除額>

年間正味払込保険料	控除される金額
80,000円を超えるとき	一律40,000円

<住民税の生命保険料控除額>

年間正味払込保険料	控除される金額
56,000円を超えるとき	一律28,000円

- 生命保険料控除の手続き
生命保険料控除をお受けになるには申告が必要です。当社より「生命保険料控除証明書」を発行しますので、大切に保管してください。この証明書を年末調整または確定申告の際、所定の申告書に添付して控除をお受けください。

解約払戻金にかかる税金

- 解約時の差益に対して、所得税(一時所得)+住民税が課税されます。

死亡保険金にかかる税金

- 死亡保険金にかかる税金は、契約者、被保険者、受取人の関係によって異なります。

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税<*1>
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

<*1> 「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。なお、年金支払期間中の死亡一時金については適用されません。

年金にかかる税金

○ 年金にかかる税金は、契約形態や年金種類等によって異なります。

契約形態	課税時		税金の種類
契約者と年金受取人が 同一人の場合	毎年の年金支払時		所得税(雑所得)+住民税
	年金支払開始後の 一括での受取時	確定年金	所得税(一時所得)+住民税
		年金総額保証付終身年金	所得税(雑所得)+住民税
		保証期間付終身年金	
	保証期間付夫婦年金		
契約者と年金受取人が 異なる場合	年金支払開始時		贈与税<* 2>
	毎年の年金支払時		所得税(雑所得)+住民税

<* 2> 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。

ご注意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。 ・ 税制上のお取扱いは2026年1月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。
-----	---

契約者への情報提供とサービス

契約者の皆さまへの情報提供

○ 契約者の皆さまに対し、以下の方法で情報提供しております。

1. 電話によるサービス

① サービス内容

- ・ 契約内容の照会、ユニットプライスの照会
- ・ 各種手続きのご案内・各請求書類のお取寄せ

② 受付時間

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時

お客さまサービスセンター

フリーダイヤル 0120-81-8107(ハイ、パートナー)

※ お問合わせの際は、証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問合わせください。

2. 郵送等でお知らせするもの

○ ご契約状況のお知らせ

① 通知内容

ご契約内容／作成基準日現在の保障内容、解約払戻金額、特別勘定の現状等

② 通知時期

四半期ごと

○ 決算のお知らせ

① 通知内容

特別勘定の運用実績・資産内訳、その他事業のあらまし

② 通知時期

年1回、決算後

3. ホームページによる情報提供とサービス(インターネットサービス)

○ 最新の会社情報などを、当社ホームページにてご照会いただけます。

アドレス <https://www.ms-primary.com>

○ 契約内容の照会やWeb版「ご契約状況のお知らせ」を、マイページにてご確認いただけます。

アドレス <https://www.ms-primary.com/customer/introduction/>

ご家族登録サービスについて

「ご家族登録サービス」は、契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)が事前にご登録いただいたご家族から当社へのお問合わせの際に、契約内容等の情報開示・提供を行うサービスです。

○ 詳しくは、ホームページ掲載の「重要事項等詳細 ご家族登録サービス規約」にて、ご確認ください。

第1条 (特別勘定)

1. 会社は、変額個人年金保険契約の資産を運用するために特別勘定を設定し、会社が別に定める運用方法に基づいて運用します。また、特別勘定で管理されている資産（以下「特別勘定資産」といいます。）を、会社の定める計算方法により毎日評価します。
2. 特別勘定資産からの利益および損失は、他の勘定の資産の運用による利益および損失にかかわらず、変額個人年金保険契約に割り当て、会社が指定した種類以外の保険契約に割り当てることはありません。ただし、特別勘定資産中の他の勘定の持分に対応する利益および損失を除きます。
3. 保険契約者は、特別勘定資産の運用方法については、一切の指図はできません。

第2条 (特別勘定の種類)

1. 特別勘定の種類は、会社が別に定めるとおりとします。
2. 会社は、1または2以上の特別勘定を1つの特別勘定群として定め、1または2以上の特別勘定群を設けます。
3. 保険契約者は、保険契約締結の際、会社の定める取扱範囲内において特別勘定群を指定することを要します。
4. 保険契約締結の際に保険契約者の指定した特別勘定群に含まれない特別勘定について、第3条による特別勘定の指定ならびに第5条および第6条による積立金の移転はできません。

第3条 (特別勘定の指定)

1. 保険契約者は、保険契約締結の際に、会社の定める取扱範囲内において、1つまたは2つ以上の特別勘定を選択してください。
2. 会社は、一時払保険料を特別勘定に繰り入れる際に、会社所定の契約初期費用を控除します。
3. 保険契約者は、保険契約締結の際に、2つ以上の特別勘定を選択したときは、会社の定める取扱範囲内で、一時払保険料のうち特別勘定で運用される分の金額の各特別勘定への配分割合を指定してください。

第4条 (積立金)

積立金とは、特別勘定資産のうち、この保険契約にかかわる部分のことをいい、積立金額は、特別勘定資産の運用実績により増減します。

第5条 (積立金の移転)

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、積立金の各特別勘定への配分割合を変更し、特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することができます。ただし、1保険年度に15回を超える積立金の移転に対しては、1回あたり会社の定める額を積立金から控除します。
2. 前項の積立金の移転の回数の限度は将来変更される場合があります。この場合、変更日の3か月前までに保険契約者に通知します。
3. 保険契約者が第1項の積立金の移転を請求するときは、必要書類（別表1）を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
4. 第1項の積立金の移転は、積立金の移転の請求を会社が受け付けた日の翌営業日の翌日から効力を生じるものとします。
5. 会社は、前項の規定にかかわらず、積立金の移転が特別勘定の資産の運用に及ぼす影響が大きいと認めるときは、最長6か月の範囲内で積立金の移転を延期することができます。
6. 保険契約者が指定した特別勘定群に会社の定める特別勘定が含まれている場合には、会社は、積立金の各特別勘定への配分割合を一定に保つよう、次に定めるところにより自動的かつ定期的に積立金の移転を行います。
 - (1) 積立金の移転は契約日の3か月毎の応当日に行います。
 - (2) 配分割合は、保険契約者が指定した各特別勘定への配分割合と同じ割合とします。ただし、第1項の積立金の移転により各特別勘定への配分割合を変更した場合は、変更後の配分割合とします。
7. 前項による積立金の移転は、第1項ただし書きによる積立金の移転回数には含めません。

第6条 (特別勘定の廃止または新設)

1. 会社は、将来この変額個人年金保険のために設置された特別勘定を、関係法令等の改正または効率的な資産運用が困難な状況となる等の理由により廃止することがあります。また、将来この変額個人年金保険のために新たに設定された特別勘定は、会社の定める取扱範囲内で当該保険契約においても利用できるものとします。
2. 特別勘定を廃止する場合、会社は、特別勘定を廃止する日の1か月以上前に保険契約者に次の各号に掲げる事項を通知します。
 - (1) 廃止する特別勘定の名称
 - (2) 特別勘定を廃止する日
 - (3) 第3項第1号における会社の定める日
 - (4) 第3項第2号における会社の指定する特別勘定

3. 特別勘定を廃止する場合、会社は、特別勘定を廃止する日に、廃止する特別勘定の積立金を次に定める特別勘定に移転します。この移転については、前条第1項ただし書きによる積立金の移転回数には含めません。
 - (1) 保険契約者から会社の定める日までに指定がある場合
保険契約者の指定する特別勘定
 - (2) 前号以外の場合
会社の指定する特別勘定

第7条 (会社の責任開始期)

1. 会社は、保険契約の申込を承諾する前に一時払保険料に相当する金額（以下「一時払保険料相当額」といいます。）を受け取ります。会社が申込を承諾したときは、会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込以後に一時払保険料相当額を受け取ったとき
一時払保険料相当額を受け取った時
 - (2) 保険契約の申込の前に一時払保険料相当額を受け取ったとき
保険契約の申込の時
2. 会社が保険契約の申込を承諾した日を契約日とし、保険期間の計算にあたっては、契約日からその日を含めて計算します。
3. 会社は、次の各号のいずれか遅い日の翌日始に一時払保険料のうち契約初期費用を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。なお、特別勘定に繰り入れる日を「特別勘定への繰入日」といいます。
 - (1) 申込日から起算して8日目の日
 - (2) 契約日
4. 会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険証券を発行して、承諾の通知に代えます。

第8条 (保険料の払込)

この保険契約の保険料払込方法は、一時払のみとします。

第9条 (基本保険金額)

保険契約締結の際に保険契約者が支払った一時払保険料と同額の金額を、この保険契約の基本保険金額とします。基本保険金額は、第20条に規定する手続きに従って増額することができます。

第10条 (死亡保険金)

1. この保険契約の死亡保険金は、次のとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	死亡保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき	次のいずれか大きい額 ①被保険者の死亡した日における積立金額 ②基本保険金額	死亡保険金受取人	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき ①責任開始の日から、その日を含めて2年以内の被保険者の自殺 ②死亡保険金受取人の故意 ③保険契約者の故意 ④戦争その他の変乱

2. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が保険金の一部の受取人であるときは、その残額をその他の死亡保険金受取人に支払います。
3. 第1項に規定する免責事由により死亡保険金が支払われない場合には、次の払戻金を保険契約者に支払い、保険契約は消滅します。
 - (1) 免責事由が保険契約者の故意の場合
被保険者が死亡した日に解約したときの払戻金
 - (2) 前号以外の場合
被保険者が死亡した日における積立金額
4. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したときでも、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、死亡保険金を全額または削減して支払います。この場合、削減して支払う金額は、被保険者の死亡した日における積立金額を下回ることはありません。

第11条 (年金支払開始日および年金支払日)

1. 年金支払開始日は、被保険者の年齢が保険契約締結の際に約定した年金支払開始年齢に到達する契約日の年単位の応当日とします。
2. 年金支払日は次のとおりとします。
 - (1) 第1回年金支払日
年金支払開始日
 - (2) 第2回以後の年金支払日
年金支払開始日の毎年の応当日
3. 第1回の年金を支払う場合には、年金証書を年金受取人に交付します。

第 12 条 (保証金額付特別勘定終身年金)

1. 会社は、次表のとおり保証金額付特別勘定終身年金を支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人
年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	次の①と②の合計額 ①基本年金額 年金支払日の基本保険金額に3%を乗じた額 ②加算年金額 次項に定める額	年金受取人
死亡一時金	被保険者が年金支払期間中に死亡したときただし、支払額が零となるときは支払いません。	次のいずれか大きい額 ①被保険者の死亡日の基本保険金額から被保険者の死亡時までの既払年金の合計額を控除した額（以下「最低死亡保障額」といいます。）。ただし、零を下回る場合は零とします。 ②被保険者の死亡時の積立金額	

2. 加算年金額は次のとおり計算します。
- (1) 契約日の年単位の応当日（以下「契約応当日」といいます。）の前日を基準日とし、次号に定めるところにより計算します。
 - (2) 次のいずれか大きい額を基準日の翌日以降の加算年金額とします。
 - ①基準日の積立金額から基準日の最低死亡保障額を控除した額に3%を乗じた額
 - ②基準日の加算年金額（契約時の加算年金額は零とします。）
3. 会社は、年金支払日の前日末に年金の支払額に相当する積立金を積立金額を限度に特別勘定から一般勘定へ移行し、移行後の積立金は特別勘定での運用を行いません。
4. 次のいずれかにより被保険者が死亡したときには、会社は死亡一時金を支払わず、次の額を年金受取人に支払います。
- (1) 責任開始の日から、その日を含めて2年以内の被保険者の自殺
被保険者の死亡した日における積立金額
 - (2) 年金受取人の故意
被保険者の死亡した日に解約したときの払戻金
 - (3) 戦争その他の変乱
被保険者の死亡した日における積立金額。ただし、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、死亡一時金を全額または削減して支払います。この場合、削減して支払う金額は、被保険者の死亡した日における積立金額を下回ることはありません。

第 13 条 (年金受取人および後継年金受取人の指定)

1. この保険契約において、年金受取人は保険契約者とします。ただし、保険契約者は、被保険者の同意を得て、年金受取人を被保険者とすることができます。
2. 保険契約者は、年金支払開始日前に、被保険者の同意を得て、会社の定める取扱範囲内で後継年金受取人を指定してください。
3. 年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合には、後継年金受取人が、年金受取人の権利および義務のすべてを承継するものとします。（以後、後継年金受取人が年金受取人となるものとします。）
4. 前項の場合、年金受取人の死亡時に、後継年金受取人が指定されていないとき、または、後継年金受取人がすでに死亡しておりかつ後継年金受取人の死亡後に第 23 条の規定により後継年金受取人の変更が行われていないときは、会社は、次の各号の者を後継年金受取人とみなして、前項の取扱を行います。
 - (1) 被保険者
 - (2) 前号に該当する者がいない場合
被保険者の配偶者
 - (3) 第 1 号または前号に該当する者がいない場合
年金受取人の法定相続人
5. 本条に掲げる者であって、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、後継年金受取人としての取扱を受けることができません。
6. 年金受取人の権利および義務を承継した後継年金受取人は、被保険者の同意を得て、新たに、会社の定める取扱範囲内で後継年金受取人を指定してください。

第 14 条 (重大事由による解除)

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。なお、本条において、死亡保険金には死亡一時金を含み、死亡保険金受取人には死亡一時金の受取人を含むものとします。
 - (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の死亡保険契約の保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の死亡保険金の請求に関し、死亡保険金受取人に詐取行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または年金受取人（年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含み、以下、本条において同様とします。）が、次のいずれかに該当する場合

- ①暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④保険契約者、死亡保険金受取人または年金受取人が法人であるとき、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) その他、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または年金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 会社は、保険金、年金または一時金（以下「保険金等」といいます。）の支払事由が発生した後においても、前項の規定によりこの保険契約（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が受取人のみであり、その受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、この保険契約のうち、その受取人にかかわる部分をいいます。以下、本項において同様とします。）を解除することができます。この場合には、前項各号に規定する事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が受取人のみであり、その受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、その受取人に支払われるべき保険金等をいいます。以下、本項において同様とします。）は支払いません。また、この場合に、すでに保険金等を支払っていたときにはその返還を求めることができます。
 3. 本条の規定によるこの保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な事由によって保険契約者に通知できないときには、被保険者または受取人に通知します。
 4. 受取人に解除の通知を行うときには、会社がそのうち1人に対して行った通知はその他の受取人に対してもその効力を有するものとします。
 5. 本条の規定により保険契約を解除した場合は、会社は、次の各号の額を保険契約者に支払います。
 - (1) 被保険者が死亡したとき
被保険者が死亡した日に、解約したときの払戻金または年金の一括支払をしたときの払戻金
 - (2) 前号以外の場合
会社が解除の通知を発信した日に、解約したときの払戻金または年金の一括支払をしたときの払戻金
 6. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金等を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金等に対応する部分については前項の規定を適用し、前項各号の額を保険契約者に支払います。

第15条（保険金等の請求、支払時期および支払場所）

1. 保険金等の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた受取人は、ただちに会社に通知してください。
2. 支払事由が生じた受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険金等を請求してください。
3. 保険金等は、前項の必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。ただし、必要書類に不備がある場合は当該不備が解消した日に当該必要書類が会社に到達したのものとして取り扱います。
4. 年金の支払事由が生じる前に受取人から必要書類が会社に到達したときは、支払事由が生じた日に当該必要書類が会社に到達したのものとして取り扱います。
5. 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金等の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行います。この場合には、第3項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第2項の必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて60日を経過する日とします。
 - (1) 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の保険金等の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金等の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
保険金等の支払事由が発生した原因
 - (3) この約款に規定する重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前号に規定する事項、第14条第1項第3号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実
6. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および第5項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第2項の必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項第1号または第2号に規定する事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
 - (2) 前項第3号に規定する事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 120日
 - (3) 前項第1号または第2号に規定する事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 - (4) 前項第1号、第2号または第3号に規定する事項に関し、保険契約者、被保険者または受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第3号に規定する事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果につ

- いての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
(5) 前項第1号、第2号または第3号に規定する事項についての日本国外における調査 180日
(6) 前項第1号に規定する事項についての災害救助法が適用された地域における調査 90日
7. 前2項に掲げる必要な事項の確認をする場合には、保険金等を請求した受取人に対し、確認事項および必要となる日数を通知します。
 8. 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、またその間は保険金等を支払いません。

第16条 (保険契約の解約および一部解約)

1. 保険契約者(年金支払開始日以後は年金受取人とします。以下、本条において同様とします。)は、将来に向かって、保険契約の全部または一部を解約し、払戻金を請求することができます。ただし、一部解約を請求する場合、保険契約者は、各特別勘定の積立金について、減額割合を指定することはできません。また、一部解約後の積立金額が会社の定める金額を下回る場合には、会社は一部解約を取り扱いません。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
3. 保険契約の解約は、当該申出を会社が受け付けた日(全部解約の場合は保険契約の「解約日」、一部解約の場合は「一部解約日」といいます。)の翌日から効力を生じるものとします。

第17条 (詐欺による取り消しおよび不法取得目的による無効)

1. 保険契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約の締結または基本保険金額の増額をしたときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、受け取った保険料は払い戻しません。
2. 保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または基本保険金額の増額をしたときは、保険契約は無効とし、受け取った保険料は払い戻しません。

第18条 (払戻金の支払)

1. 保険契約の全部が解約された場合(解除された場合または失効した場合を含みます。以下、同様とします。)または一部が解約された場合は、次の各号に定める額を払戻金の額として保険契約者に支払います。ただし、払戻金の支払がこの保険の資産の運用に及ぼす影響が大きいと会社が認めるときは、会社は、最長6か月の範囲内で、払戻金の支払を延期することができます。この場合、払戻金に会社の定める率の利息を付けて支払います。
 - (1) 保険契約を全部解約する場合
解約日における積立金額から解約控除額を差し引いた金額
 - (2) 保険契約の一部を解約する場合
会社の定める取扱範囲内で保険契約者の申し出によって定めた一部解約請求金額(以下「一部解約請求金額」といいます。)から、解約控除額を差し引いた金額
2. 前項の解約控除額は、解約日の解約控除対象額に解約控除率を乗じた金額とします。
3. 前項の解約控除対象額とは、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 保険契約を全部解約する場合
保険契約者が支払った一時払保険料(第20条の規定により基本保険金額の増額をしていた場合には、基本保険金額の増額の際に支払った増額保険料(以下「増額保険料」といいます。))を含みます。以下「払込保険料総額」といいます。
 - (2) 保険契約の一部を解約する場合
一部解約請求金額。ただし、一部解約請求金額が払込保険料総額を上回る場合には払込保険料総額を上限とします。
4. 第2項の解約控除率とは、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 保険契約を全部解約する場合
契約日から解約日までの経過年数に応じた会社の定める率。ただし、増額保険料に適用する解約控除率は、基本保険金額の増額日から解約日までの経過年数に応じて定めます。
 - (2) 保険契約の一部を解約する場合
解約控除対象額が一時払保険料に達するまでの額については、契約日から一部解約日までの経過年数に応じた会社の定める率とし、解約控除対象額が一時払保険料を超える額については、基本保険金額の増額が行われた順に増額保険料相当額を解約控除対象額として取り扱い、それぞれの増額保険料相当額に適用する解約控除率は、それぞれの増額日から一部解約日までの経過年数に応じて定めます。
5. 保険契約の一部解約の際に解約控除対象額として取り扱われた金額については、以後の解約控除対象額の計算の対象とする一時払保険料および増額保険料から控除して取り扱います。
6. 払戻金の支払場所および支払時期については、第15条の規定を準用します。

第19条 (一部解約後の基本保険金額等)

1. 保険契約の一部解約が行われた場合には、基本保険金額等を次の算式で求めた額とし、一部解約日の翌日から適用します。
 - (1) 基本保険金額
$$\text{一部解約日の基本保険金額} \times (1 - \text{一部解約請求金額} / \text{一部解約日の積立金額})$$

- (2) 加算年金額
 $\text{一部解約日の加算年金額} \times \text{一部解約後の基本保険金額} / \text{一部解約前の基本保険金額}$
- (3) 最低死亡保障額の計算における一部解約前の既払年金の合計額
 $\text{一部解約前の既払年金の合計額} \times \text{一部解約後の基本保険金額} / \text{一部解約前の基本保険金額}$
2. 保険契約の一部解約が行われた場合、2以上の特別勘定により積立金を運用しているときは、一部解約日の各特別勘定の積立金額の割合に応じて、各特別勘定の積立金が減額されます。

第20条 (基本保険金額の増額)

1. 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人とします。以下、本条において同様とします。）は特別勘定への繰入日以後、会社の定める金額の範囲で、被保険者の同意および会社の承諾を得て、基本保険金額を増額することができます。
2. 保険契約者が基本保険金額の増額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
3. 会社は、基本保険金額の増額を承諾する前にあらかじめ増額保険料相当額を保険契約者から受け取ります。
4. 第1項の基本保険金額の増額を会社が承諾したときは、会社は基本保険金額の増額を承諾した時（その日を基本保険金額の「増額日」といいます。）から、この保険契約の当該増額金額にかかわる部分について責任を負います。その場合、保険契約者から払い込まれた増額保険料と同額を基本保険金額の増額金額とします。
5. 会社は、増額保険料を特別勘定に繰り入れる際に、会社所定の契約初期費用を控除します。
6. 会社は、増額日の翌日始に増額保険料のうち契約初期費用を控除した金額を、会社が定める取扱範囲内で、保険契約者が指定した特別勘定に繰り入れます。

第21条 (年金の種類の変更)

1. 年金受取人は、契約日から5年を経過した場合、会社の定める取扱範囲内で、次に定める定額年金へ移行することができます。ただし、定額年金への移行後の年金額が会社の定める取扱範囲内にならないときは、この取扱をしません。
 - (1) 定額年金への移行日は、この請求を会社が受け付けた日の翌日とします。
 - (2) 年金受取人は、会社の定める取扱範囲内で、定額年金の種類を指定してください。
 - (3) 年金支払日は、第11条の規定にかかわらず、第1号に規定する移行日を移行後の年金の第1回年金支払日として、その年単位の応当日を第2回目以降の年金支払日とします。
 - (4) 年金額は、この請求を受け付けた日に保険契約の全部を解約したときの第18条に規定する払戻金を移行日の年金原資として、移行日における会社の定める率で計算します。
 - (5) 移行日以後、特別勘定による運用は行わず、保証金額付特別勘定年金の支払はしません。
 - (6) 保険契約が定額年金へ移行されたときは、年金証書に表示します。
2. 年金受取人が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
3. 移行日以後は、保険契約を解約することができません。移行日以後、被保険者が年金受取人に対して死亡保障の解除を請求した場合は、年金の一括支払を適用します。このとき年金受取人は、必要書類を会社に提出し、年金の一括支払を請求してください。

第22条 (定額年金の種類)

1. 年金受取人が前条で指定する年金の種類は次のいずれかとします。

(1) 確定年金

名称	支払事由	支払額	受取人
年金	被保険者が、年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	前条に規定する年金額	年金受取人
死亡一時金	被保険者が、移行日以後保険期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	被保険者の死亡した日における将来の年金の現価に相当する金額	

(2) 保証期間付終身年金

名称	支払事由	支払額	受取人
年金	被保険者が、年金支払日に生存しているとき	前条に規定する年金額	年金受取人
死亡一時金	被保険者が、移行日以後保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	被保険者の死亡した日における保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	

(3) 年金総額保証付終身年金

名称	支払事由	支払額	受取人
年金	①被保険者が、年金支払日に生存しているとき	前条に規定する年金額	年金受取人
	②被保険者が、年金支払日に死亡しているときであって、移行日以降に支払った年金の合計額が移行日の年金原資の額より少ないとき	ただし、左記②の支払事由による最後の年金額は、移行日の年金原資の額から移行日以降に支払った年金の合計額を控除した額	

(4) 保証期間付夫婦年金

名称	支払事由	支払額	受取人
年金	被保険者とその配偶者のいずれか一方が生きているとき	前条に規定する年金額	年金受取人
死亡一時金	被保険者とその配偶者のいずれもが、移行日以後保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	被保険者とその配偶者のいずれもが死亡した日における将来の保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	

- 前項第4号において「配偶者」とは、移行日の前日において被保険者と同一の戸籍にその夫または妻として記載されている者をいいます。
- 第1項において、死亡一時金の支払事由に該当する場合、年金受取人から請求があったときは、死亡一時金の支払に代えて、次に定める時まで引き続き年金を支払います。この場合、次に定める時に保険契約は消滅します。
 - 確定年金の場合
年金支払期間満了時
 - 保証期間付終身年金の場合
保証期間満了時
 - 保証期間付夫婦年金の場合
保証期間満了時
- 移行日以後、年金受取人は、年金の種類に応じて、将来の年金の支払に代えて、次の金額の一括支払（この取扱を以下「年金の一括支払」といいます。）を請求することができます。ただし、年金の種類が保証期間付終身年金または保証期間付夫婦年金の場合、保証期間中の最後の年金支払日前に限ります。また、年金の種類が年金総額保証付終身年金の場合、移行日以後、年金支払開始時の年金原資の額からすでに支払った年金の合計額を控除した残額がある場合に限ります。
 - 保証期間付終身年金または保証期間付夫婦年金
保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額。この場合、一括支払を行なったときでも保証期間後の年金はそのまま存続します。ただし、次の事由に該当したときは、その時点で保険契約は消滅します。
 - 保証期間付終身年金
被保険者が死亡したとき
 - 保証期間付夫婦年金
被保険者および被保険者の配偶者のいずれもが死亡したとき
 - 確定年金
将来の年金の現価に相当する金額。この場合、保険契約は年金の一括支払を行なった時に消滅します。
 - 年金総額保証付終身年金
第1項第3号に規定する支払事由②に該当したもとして支払う将来の年金（この段落において「受取保証部分」といいます。）の現価に相当する金額。この場合、一括支払を行ったときでも、受取保証部分の最後の年金支払日以後の年金支払はそのまま存続します。ただし、受取保証部分の最後の年金支払日に支払う年金額は、移行日の年金原資の額から、一括支払を行わず移行日以降に受取保証部分の最後の年金支払日の前日までに支払う年金の合計額を控除した額を、前条に規定する年金額から差し引いた額となります。
- 年金受取人が前項の取扱を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 保証期間付夫婦年金の場合で、戸籍上の異動により被保険者と被保険者の配偶者の婚姻関係が失われたときは、次のとおりとします。
 - 年金受取人は、ただちにその事実を証する書類を添えて、会社に通知してください。
 - 被保険者または被保険者の配偶者のいずれかが死亡した場合を除き、保証期間の満了時を同一とする保証期間付終身年金に改め、会社の定める計算方法により年金額を改めます。

第23条（年金受取人および後継年金受取人の変更）

- 保険契約者（その承継者を含みます。以下、本条において同様とします。）は、被保険者の同意を得て、年金受取人を変更することができます。このとき、保険契約者は、会社に対して通知することを要します。ただし、変更後の年金受取人は被保険者または保険契約者に限ります。また、年金受取人が被保険者と同一人の場合には、年金支払開始日以後は年金受取人を変更することはできません。
- 年金支払開始日前は保険契約者が、年金支払開始日以後は年金受取人が、被保険者の同意を得て、会社の定める取扱範囲内で後継年金受取人を変更することができます。このとき、保険契約者または年金受取人は、会社に対して通知することを要します。
- 前2項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。
- 第1項または第2項の通知が会社に到達する前に変更前の受取人に年金または一時金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から年金または一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第24条（死亡保険金受取人の変更）

- 保険契約者（その承継者を含みます。以下、本条において同様とします。）は、年金支払開始日前であれば、被保険者の同意を得て、会社の定める取扱範囲内で死亡保険金受取人を変更することができます。このとき、保険契約者は、会社に対して通知することを要します。
- 死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が支払事由の発生以前に死亡した場合に、この者に法定相続

人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。

4. 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
5. 第1項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。
6. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第25条（遺言による年金受取人および後継年金受取人の変更）

1. 第23条に定めるほか、保険契約者（その承継者を含みます。以下、本条において同様とします。）は、法律上有効な遺言により、会社の定める取扱範囲内で年金受取人および後継年金受取人を変更することができます。
2. 前項の年金受取人および後継年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による年金受取人および後継年金受取人の変更は、第1項に規定する遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。

第26条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

1. 第24条に定めるほか、保険契約者は、保険金支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、会社の定める取扱範囲内で死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による死亡保険金受取人の変更は、第1項に規定する遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。

第27条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、年金支払開始日前であれば、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 前項の保険契約者の承継にあたっては、年金受取人を保険契約者または被保険者のいずれかとなるよう変更することを要します。
3. 第1項の場合、保険契約者は、必要書類（別表1）を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
4. 本条の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することはできません。

第28条（年金受取人による保険契約上の権利義務の承継）

年金支払開始日以後は、年金受取人は、保険契約者から保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

第29条（保険契約者、年金受取人または死亡保険金受取人の代表者）

1. 保険契約について保険契約者が2人以上あるときには、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、保険契約について他の保険契約者を代理するものとします。また、代表者を定めた後は、その代表者が死亡したときに限りあらためて代表者1人を定めてください。
2. 前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明であるときには、保険契約について会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
3. 前2項の規定は、年金受取人または死亡保険金受取人が2人以上ある保険契約において、それらの者が年金もしくは一時金または保険金を請求する場合に準用します。

第30条（保険契約者の連帯責任）

保険契約について保険契約者が2人以上あるときには、各保険契約者は、連帯して保険契約上の責任を負うものとします。

第31条（保険契約者、年金受取人の住所等の変更）

1. 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人。以下、本条において同様とします。）が住所または通信先を変更したときには、直ちに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。
2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときには、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

第 32 条 (契約者配当)

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

第 33 条 (被保険者の職業、転居および旅行)

保険契約継続中に被保険者がいかなる職業に従事したはどここに転居しもしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除をせず、保険契約上の責任を負います。

第 34 条 (年齢の計算)

1. 被保険者の契約日における契約年齢は満年で計算し、1 年未満の端数は切捨てます。
2. 被保険者の契約後の年齢は、前項の契約年齢に契約日の年単位の応当日ごとに 1 歳を加えて計算します。

第 35 条 (年齢または性別の誤りの処理)

1. 保険契約の申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、契約日およびその誤りが発見された日のいずれの日においても実際の年齢が会社の契約する年齢の取扱範囲外の際には、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときには実際の年齢に基づいて会社の定める方法により処理を行い保険契約は有効に継続します。
2. 保険契約の申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて会社の定める方法により処理を行い保険契約は有効に継続します。

第 36 条 (時効)

年金、死亡保険金、死亡一時金または払戻金を請求する権利は、これらを行行使することができる時から 3 年間行使しない場合には消滅します。

第 37 条 (管轄裁判所)

この保険契約における年金、死亡保険金、死亡一時金または払戻金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または保険契約者、年金受取人もしくは死亡保険金受取人（保険契約者、年金受取人または死亡保険金受取人が 2 人以上いるときは、その代表者とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

第 38 条 (契約内容変更時の保険契約者への通知)

保険契約者からの請求により次の取扱を行った場合には、会社はその取扱の内容を書面で保険契約者に通知します。

- (1) 第 5 条に規定する積立金の移転
- (2) 第 16 条に規定する保険契約の解約および一部解約
- (3) 第 20 条に規定する基本保険金額の増額
- (4) 第 31 条に規定する保険契約者、年金受取人の住所等の変更
- (5) 第 35 条に規定する年齢または性別の誤りの処理

第 39 条 (非常事態発生時の特別取扱)

1. 会社は、天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害その他これらに準じる非常事態により、金融商品取引所の取引等が停止され、特別勘定資産の正常な評価ができなくなったときは、第 3 項以下に規定する特別な取扱（以下「特別取扱」といいます。）を行うことができます。
2. 会社は、特別取扱を行う場合、会社の定める方法により、対象となる特別勘定（以下「対象特別勘定」といいます。）および特別取扱の開始日（以下「特別取扱開始日」といいます。）をただちに公表します。この場合、金融商品取引所の取引等が再開され、特別勘定資産の正常な評価ができるようになったときには、その日（以下「特別取扱終了日」といいます。）をただちに公表し、特別取扱開始日から特別取扱終了日の前日までを、特別勘定の特別取扱期間とします。
3. 会社は、特別取扱期間中、対象特別勘定と他の勘定間の積立金の振替を行う次の取扱について、申込および請求の受付は行いません。
 - (1) 保険契約の申込
 - (2) 第 5 条に規定する積立金の移転
 - (3) 第 16 条に規定する一部解約の請求
 - (4) 第 20 条に規定する基本保険金額の増額
 - (5) 第 21 条に規定する年金の種類の変更
4. 特別取扱開始日に会社がすでに受け付けていた前項の申込および請求はなかったものとし、
5. 会社は、特別取扱期間中であっても、第 10 条または第 12 条に規定する支払事由に該当したときは、通常どおり当該支払請求を受け付け支払います。
6. 会社は、特別取扱期間中、第 16 条に規定する解約の請求を受け付けた場合は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 会社は、対象特別勘定の積立金部分について解約を延期し、それ以外の特別勘定の積立金部分についてその日に一部解約を受け付けたものとして取り扱います。

- (2) 対象特別勘定の積立金部分の解約は、特別取扱終了日を解約日として取り扱います。
- (3) 解約が延期された場合、保険契約者は、特別取扱期間中に、解約の中止を申し出ることができます。ただし、第1号に規定する取扱後の積立金額が会社の定める金額を下回る場合、解約の中止は取り扱いません。
- (4) 会社は、対象特別勘定の積立金部分について解約を延期している間に、第10条または第12条に規定する支払事由に該当したときは、解約を中止し、通常どおり当該支払請求を受け付け支払います。

第40条 (特別勘定への繰入日前の読み替え)

特別勘定への繰入日の前日までの期間、次の各条における「積立金額」は、「この保険契約にかかわる一般勘定の責任準備金」と読み替えて適用します。

- (1) 第10条 (死亡保険金)
- (2) 第18条 (払戻金の支払)

第41条 (保険金受取人による保険契約の存続)

1. 保険契約者（その継承者を含みます。以下、本条において同様とします。）以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約の通知が行われた場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす保険金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 前項の規定により保険金受取人が会社に通知を行う場合は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金等の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を受取人に支払います。
5. 本条の規定は、保険法（平成20年法律第56号）の施行日以後に適用します。

別表1 必要書類

項目	提出書類
1. 積立金の移転 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書
2. 死亡保険金 (第10条、第15条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 死亡保険金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票 (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、事実確認が必要な場合は医師の死亡診断書または死体検案書）
3. 年金 (第12条、第15条、第22条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書（第1回年金支払の場合には保険証券） (3) 年金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、保証期間付夫婦年金の場合は被保険者および被保険者の配偶者の戸籍抄本）
4. 死亡一時金 (第12条、第15条、第22条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票 (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、事実確認が必要な場合は医師の死亡診断書または死体検案書）
5. 年金の一括支払 (第22条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本
6. 解約および一部解約 (第16条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券または年金証書 (3) 保険契約者の印鑑証明書
7. 基本保険金額の増額 (第20条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券または年金証書 (3) 保険契約者の印鑑証明書
8. 年金の種類の変更 (第21条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書
9. 年金受取人および後継年金受取人の変更 (第23条、第25条)	(1) 会社所定の通知書 (2) 保険証券または年金証書 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 旧年金受取人の戸籍抄本 (5) 年金受取人代表者選任届 (6) 相続人の印鑑証明書
10. 死亡保険金受取人の変更 (第24条、第26条)	(1) 会社所定の通知書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 遺言による変更の場合はその遺言 (5) 遺言による変更の場合は被保険者の同意書面
11. 保険契約者の変更 (第27条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 旧保険契約者の印鑑証明書 ただし、旧保険契約者が死亡している場合は、 ①旧保険契約者の戸籍抄本 ②保険契約者代表者選任届 ③相続人の印鑑証明書
12. 保険金受取人による保険契約の存続 (第41条)	(1) 会社所定の通知書 (2) 保険証券または年金証書 (3) 保険金受取人の印鑑証明書 (4) 債権者等が発行した領収書 (5) 保険契約者の同意書面

注) 会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

第1条（特則の適用）

この特則は、主たる保険契約の締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用することができます。

第2条（保険契約の締結の手続）

この特則を適用する場合には、保険契約の申込書等この保険契約の申込みをするために提出する書類（申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。）を会社の定める電子媒体で提出することができるものとします。

第1条 (特約の締結)

1. この特約は、保険契約者または年金受取人の請求により、会社の承諾を得て、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加します。
2. 保険契約者または年金受取人は、会社の定める取扱範囲内で、年金の分割回数を指定してください。

第2条 (年金の分割)

1. 会社は、主契約または特約により支払う年金を、前条第2項により指定された回数に分割して支払います。
2. 会社は、会社の定める利率により計算する利息を付けた上で各回の支払額が同額になるように支払います。

第3条 (特約の解約および消滅)

1. 保険契約者または年金受取人は、この特約を解約することができます。
2. 主契約が消滅した場合、この特約も消滅します。
3. 前2項の場合、この特約による分割された年金の未払分があるときは、これを一括して年金受取人に支払います。

第4条 (主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主契約の普通保険約款および特約条項の規定を準用します。

第1条 (特約の締結)

1. この特約は保険契約者(保険金の支払事由発生後は保険金の受取人)の申出により、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加して締結し、会社は、保険金(保険金とともに支払われる金銭を含みます。以下、同様とします。)の一時支払に代えて保険金を年金で支払います。
2. 保険契約者の申出によりこの特約が締結されたときは、保険証券に表示します。

第2条 (年金基金の設定)

1. この特約が締結されたときは、保険金の支払事由が生じた時(保険金の受取人の申出によりこの特約が締結されたときは締結の時)に、保険金の全部または一部を年金基金に充当します。
2. 年金基金が設定されたときは、年金証書を交付します。

第3条 (年金の種類)

年金の種類は、確定年金とし、あらかじめ定めた一定期間中一定金額の年金を支払います。

第4条 (年金額の計算)

年金額は、年金基金の設定時における会社の定める率により計算します。

第5条 (年金支払日および年金受取人)

年金は、次に定めるところにより支払います。

- (1) 第1回年金支払日
年金基金の設定日の翌年の応当日
- (2) 第2回以後の年金支払日
第1回年金支払日の年単位の応当日
- (3) 年金受取人
保険金の受取人と同一人

第6条 (年金の一括支払)

1. 年金受取人から請求があったときは、将来の年金の支払に代えて、次の金額を一括して支払います。
 - (1) 年金基金の設定後第1回年金支払日前
請求時における年金基金の価額
 - (2) 第1回年金支払日以後の年金支払期間中
残存支払期間に対応する未払年金の現価
2. 年金基金の価額を支払ったときおよび確定年金において未払年金の現価を支払ったときは、この特約は消滅します。

第7条 (重大事由による解除)

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約による年金支払部分を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または年金受取人(年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含み、以下、本条において同様とします。)が、次のいずれかに該当する場合
 - ①暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④保険契約者または年金受取人が法人であるとき、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (2) その他、保険契約者、被保険者または年金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 会社は、年金の支払事由が発生した後においても、前項の規定によりこの特約による年金支払部分(前項第1号のみに該当した場合で、前項第1号①から⑤までに該当した者が受取人のみであり、その受取人が年金の一部の受取人であるときは、この保険契約のうち、その受取人にかかわる部分をいいます。以下、本項において同様とします。)を解除することができます。この場合には、前項各号に規定する事由の発生時以後に生じた支払事由による年金(前項第1号のみに該当した場合で、前項第1号①から⑤までに該当した者が受取人のみであり、その受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金のうち、その受取人に支払われるべき年金をいいます。以下、本項において同様とします。)は支払いません。また、この場合に、すでに年

金を支払っていたときにはその返還を求めることができます。

3. 本条の規定によるこの特約による年金支払部分の解除は、年金受取人に対する通知によって行います。ただし、年金受取人が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な事由によって年金受取人に通知できないときには、被保険者に通知します。
4. 年金受取人に解除の通知を行うときには、会社がそのうち1人に対して行った通知はその他の年金受取人に対してもその効力を有するものとします。
5. 本条の規定によりこの特約による年金支払部分を解除した場合は、会社は、次の各号の額を年金受取人に支払います。
 - (1) 年金基金の設定後第1回年金支払日前
請求時における年金基金の価額
 - (2) 第1回年金支払日以後の年金支払期間中
残存支払期間に対応する未払年金の現価
6. 前項の規定にかかわらず、第1項第1号の規定によってこの特約による年金支払部分を解除した場合で、年金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し年金を支払わないときは、この特約による年金支払部分のうち支払われない年金に対応する部分については前項の規定を適用し、前項各号の額を年金受取人に支払います。

第8条 (年金受取人の住所の変更)

1. 年金受取人が住所または通信先を変更したときは、すみやかに、会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。
2. 前項の通知がなかったときは、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、年金受取人に到達したものとします。

第9条 (特約の消滅)

主契約が保険金支払以外の事由により消滅した場合には、この特約も同時に消滅します。

第10条 (年金支払の内容の変更)

1. 保険契約者は、主契約の保険金の支払事由の発生前に限り、会社の定める取扱範囲内で、年金支払期間の変更を請求することができます。
2. 年金受取人は、年金基金の設定後第1回年金支払日前に限り、会社の定める取扱範囲内で、年金支払期間の内容の変更を請求することができます。このとき、すでに計算されていた年金年額は変更されません。
3. 前2項の変更があったときは、保険証券または年金証書に表示します。

第11条 (年金受取人の変更)

1. 年金受取人は、年金基金の設定後第1回年金支払日前に限り、会社の承諾を得て、その権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 年金受取人が年金基金の設定後に死亡したときは、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人が、年金受取人の一切の権利義務を承継するものとします。
3. 年金受取人は、その権利を担保に供することはできません。
4. 第1項の場合、年金受取人の変更について会社に対抗するためには、年金証書に表示があることを要します。
5. 第2項の場合、年金証書に表示を受けてください。

第12条 (特約の解約)

1. 保険契約者は、主契約の保険金の支払事由の発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第13条 (契約者配当)

この特約に対する契約者配当はありません。

第14条 (年金受取人の代表者)

1. 年金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の年金受取人およびその相続人を代理するものとします。
2. 代表者を定めた後は、その代表者が死亡したときに限り、あらかじめ代表者1人を定めてください。
3. 前2項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、年金受取人の1人に対する会社の行為は、他の者に対してもその効力を有します。

第15条 (請求手続)

1. この特約にもとづく支払および変更は、必要書類（別表1）を会社に提出して請求してください。

2. 年金の支払または年金の一括支払（以下「年金等の支払」といいます。）の場合に、会社所定の請求書に使用された印影が第1回年金の支払の際の印鑑証明書の印影に照らし合わせて相違ないと認めて、年金の支払、年金の分割支払または年金の一括支払を行ったときは、印章の盗用、偽造その他どのような事故があっても、会社は一切その責任を負いません。
3. 年金受取人は、第1回年金の支払の際の印鑑証明書の印章を失いまたは改印したときは、すみやかに会社に通知し、あらためて印鑑証明書を提出してください。この場合、この印鑑証明書の印章について、前項と同様に扱います。

第16条（年金等の支払の時期および場所）

年金等は、必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または支社で支払います。ただし、必要書類に不備がある場合は当該不備が解消した日に当該必要書類が会社に到達したものとして取り扱います。

第17条（時効）

年金等の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

第18条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、この特約の主旨に反しない限り、主約款の規定を準用します。

第19条（主契約に円支払特約が付加された場合の取扱）

主契約に円支払特約が付加されている場合は、円支払特約の規定により算出された円建の死亡保険金をこの特約の第2条の保険金として、この特約の規定を適用します。

別表1 必要書類

項目	提出書類
年金の支払 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書
年金の一括支払 (第6条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券または年金証書 (3) 保険契約者の印鑑証明書と戸籍抄本
年金支払の内容の変更 (第10条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券または年金証書 (3) 保険契約者の印鑑証明書
年金受取人の変更 (第11条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 旧年金受取人死亡の場合、次の書類 ①旧年金受取人の戸籍謄本 ②年金受取人代表者選任届 ③相続人の印鑑証明書

注) 会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

第1条 (特約の締結)

1. この特約条項において、主たる保険契約を主契約といいます。
2. この特約条項において、主契約の普通保険約款および特約の特約条項を総称して、主約款等といいます。
3. この特約は、保険契約者（主約款等の定めにより権利義務を承継した年金受取人を含みます。以下同様とします。）の申出により、会社の承諾を得て、主契約または特約に付加して締結します。
4. この特約は、被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ付加できます。
5. この特約が締結されたときは、保険証券（年金証書が発行されている場合は年金証書。以下同様とします。）に表示します。

第2条 (特約の対象となる保険給付)

この特約の対象となる保険給付は、この特約を付加した主契約または特約の年金とします。

第3条 (指定代理請求人による年金の請求)

1. 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の定める取扱範囲内で指定代理請求人を指定してください。指定代理請求人は1名に限ります。
2. 年金受取人が、傷害または疾病により年金を請求する意思表示ができない状態またはこれと同等の会社が認める状態であるために年金を請求できないときは、指定代理請求人が、年金受取人の代理人として年金、年金原資の一括支払または年金の一括支払を請求することができます。
3. 指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において次のいずれかに該当することを要します。
 - (1) 次の範囲内の者
 - ①年金受取人の配偶者
 - ②年金受取人の直系血族
 - ③年金受取人の3親等内の親族
 - (2) 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、年金受取人のために年金を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
 - ①年金受取人と同居し、または年金受取人と生計を一にしている者
 - ②年金受取人の財産管理を行っている者
 - ③死亡保険金の受取人
 - ④その他①から③までに掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者
4. 前2項により、指定代理請求人が年金を請求するときは、必要書類（別表1）およびその請求手続きに必要な書類を会社に提出してください。
5. 前3項により、指定代理請求人の請求により年金が支払われた場合には、その支払い後にその年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
6. 年金受取人に、法定後見人または任意後見人が存在する場合は、指定代理請求人から第1項の請求を受けても、会社は請求に応じないことがあります。
7. 第1項にかかわらず、年金受取人を故意に年金が請求できない状態にした者は指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。
8. 年金受取人が、第1項に定める年金の請求ができない状態を確認するため、事実の確認を行い、または会社が指定した医師による年金受取人の診断を求めることがあります。
9. 事実の確認に際し、指定代理請求人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間について遅滞の責任を負いません。会社が指定した医師による必要な診断を得ることに応じなかったときも同様とします。

第4条 (保険料)

この特約に対する保険料はありません。

第5条 (特約の消滅)

次の各号に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 年金受取人または指定代理請求人の死亡を会社が知ったとき
- (2) 年金受取人が変更されたとき
- (3) この特約を付加した主契約または特約が消滅したとき

第6条 (指定代理請求人の変更)

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で指定代理請求人を変更することができます。このとき、保険契約者は、会社に対して通知することを要します。
2. 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することはできません。

第7条 (特約の解約)

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第8条 (主約款等の準用)

この特約に別段の定めがない場合には、この特約の主旨に反しない限り、主約款等の規定を準用します。

第9条 (重大事由による解除等の通知)

主約款等に定める重大事由による解除および告知義務違反による解除について、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主約款等に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することがあります。

別表1 必要書類

項目	提出書類
1. 指定代理請求人による請求 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 年金受取人の成年後見登記されていないことの証明書 (4) 年金受取人の住民票 (確認の必要がある場合は、戸籍謄 (抄) 本) (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 指定代理請求人の住民票 (確認の必要がある場合は、戸籍謄 (抄) 本) (7) 指定代理請求人の印鑑証明書 (8) 指定代理請求人が年金受取人と生計を一にしているときは、年金受取人もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (9) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の財産管理を行っているときは、その契約書の写し
2. 指定代理請求人の変更 (第6条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書

注) 会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

特別勘定のしおり

特別勘定のしおり 目次

はじめに

「特別勘定のしおり」をお読みいただく際のご留意点	1
特別勘定について	1

特別勘定のしおり

特別勘定の名称	主な投資対象となる投資信託の名称	資産の運用に関する極めて重要な事項*	資産の運用に関する重要な事項*
バランス30	SMDAM・アセットバランスファンドVA30L4 <適格機関投資家限定>	5	15

* 保険業法施行規則第227条の2第3項第10号および第234条の21の2第1項第8号に定める内容

※ 主な投資対象となる投資信託が廃止されるなど、その投資信託による運用が困難となる特別な事情がある場合、他の投資信託に変更することがあります。

はじめに

「特別勘定のしおり」をお読みいただく際のご留意点

- 「特別勘定のしおり」は、保険業法施行規則第227条の2第3項第10号および第234条の21の2第1項第8号の規定に基づき当商品のご加入を検討されているお客さま、既にご加入されたご契約者に特別勘定の運用に関するご理解を深めていただくために作成された資料です。
- ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」をご契約前に必ずお読みいただき、内容を十分にご理解ください。また、ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」をあわせて必ずご覧ください。
- 「特別勘定のしおり」で開示される投資信託の開示情報はあくまでも参考情報であり、お客さまが直接投資信託を保有するものではありません。本冊子に掲載する各ファンドの開示内容は、各特別勘定が主たる運用手段として用いる投資信託に関するものです。
- この「特別勘定のしおり」の投資信託に関する記載事項は、各投資信託委託会社により開示される情報を三井住友海上プライマリー生命が提供するものであり、開示内容に関して三井住友海上プライマリー生命は一切の責任を負いません。
- この「特別勘定のしおり」に記載される運用状況、財務諸表およびファンドの現況に関するいかなる情報も過去の実績であり、将来の運用実績を示唆あるいは保証するものではありません。

特別勘定について

- 変額個人年金保険は、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の死亡保険金額、解約払戻金額などが変動(増減)するため、他の保険種類にかかわる資産とは区別して資産の管理・運用を行う必要があります。当社は、そのため特別勘定を設けるとともに、特別勘定の資産を他の資産とは独立した方針に基づき運用します。
- 特別勘定の資産運用は高い収益も期待できますが、一方で株価の低下や為替の変動などによる投資リスクも負うこととなります。変額個人年金保険では資産運用の実績が直接将来の死亡保険金額、解約払戻金額などに反映されることから、資産運用の成果とリスクがともに契約者に帰属することとなります。
- 変額個人年金保険用の特別勘定で管理されている資産からの利益および損失は、原則として、変額個人年金保険契約のみに割り当てられ、他の種類の保険契約に割り当てられることはありません。
- 特別勘定における資産運用の成果が契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または第三者が契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- 契約者は特別勘定資産の運用方法については、一切の指図はできません。
- 特別勘定のユニットプライスの値動きは、特別勘定が投資対象とする投資信託の値動きと必ずしも一致しません。これは特別勘定が投資信託のほかに保険契約の異動等に備えて一定の現預金を保有することがあることや、ユニットプライスの計算にあたり保険関係費等の費用を控除すること等によるものです。

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

SMDAM・アセットバランスファンドVA30L4
＜適格機関投資家限定＞

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

目 次

資産の運用に関する極めて重要な事項

I 投資信託(ファンド)の状況	
1. 投資信託(ファンド)の性格	5
2. 投資方針および投資リスク	7
3. その他詳細情報	11
4. 運用状況	14
II 財務ハイライト情報	14
III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目	14

資産の運用に関する重要な事項

I 投資信託(ファンド)の沿革	15
II 投資信託(ファンド)の経理状況	
1. 財務諸表	15
2. 投資信託(ファンド)の現況	15
III 設定及び解約の実績	15

資産の運用に関する極めて重要な事項

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名称

SMDAM・アセットバランスファンドVA30L4〈適格機関投資家限定〉

※以下、上記のファンドを「当ファンド」ということがあります。

2 目的および基本的性格

「マネープール・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資するとともに、直接、日本を含む世界各国・地域の株価指数先物取引、債券先物取引、外国為替予約取引等を利用することで、信託財産の安定した成長を目指して運用を行います。

当ファンドが該当する商品分類は、次の通りです。

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※商品分類は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類の全体的な定義等は一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

3 特色

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資するとともに、直接、日本を含む世界各国・地域の株価指数先物取引、債券先物取引、外国為替予約取引等を利用することで、信託財産の安定した成長を目指します。また、直接公社債および短期金融商品に投資する場合があります。
- 運用にあたっては、原則として株価指数先物取引、債券先物取引等を利用し「国内株式」・「国内債券」・「外国株式」・「外国債券」の4つの資産への分散投資効果の実現を目指します。また、外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。
- 先物取引等を通じて行う「国内株式」・「国内債券」・「外国株式」・「外国債券」の資産への投資は、下表の基本資産配分比率で行うものとします。それぞれの資産の時価変動等に伴う各資産比率の変化については、一定の範囲を設けて調整を行います。

(基本資産配分比率)

国内株式	国内債券	外国株式	外国債券
10%	20%	20%	50%

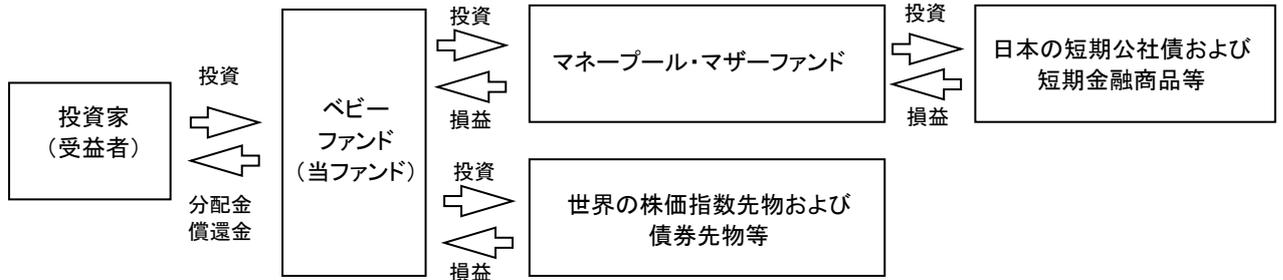
上記の比率は、各資産の先物取引の評価額および残存期間1年程度以上の公社債の評価

額の合計額により計算するものとします。

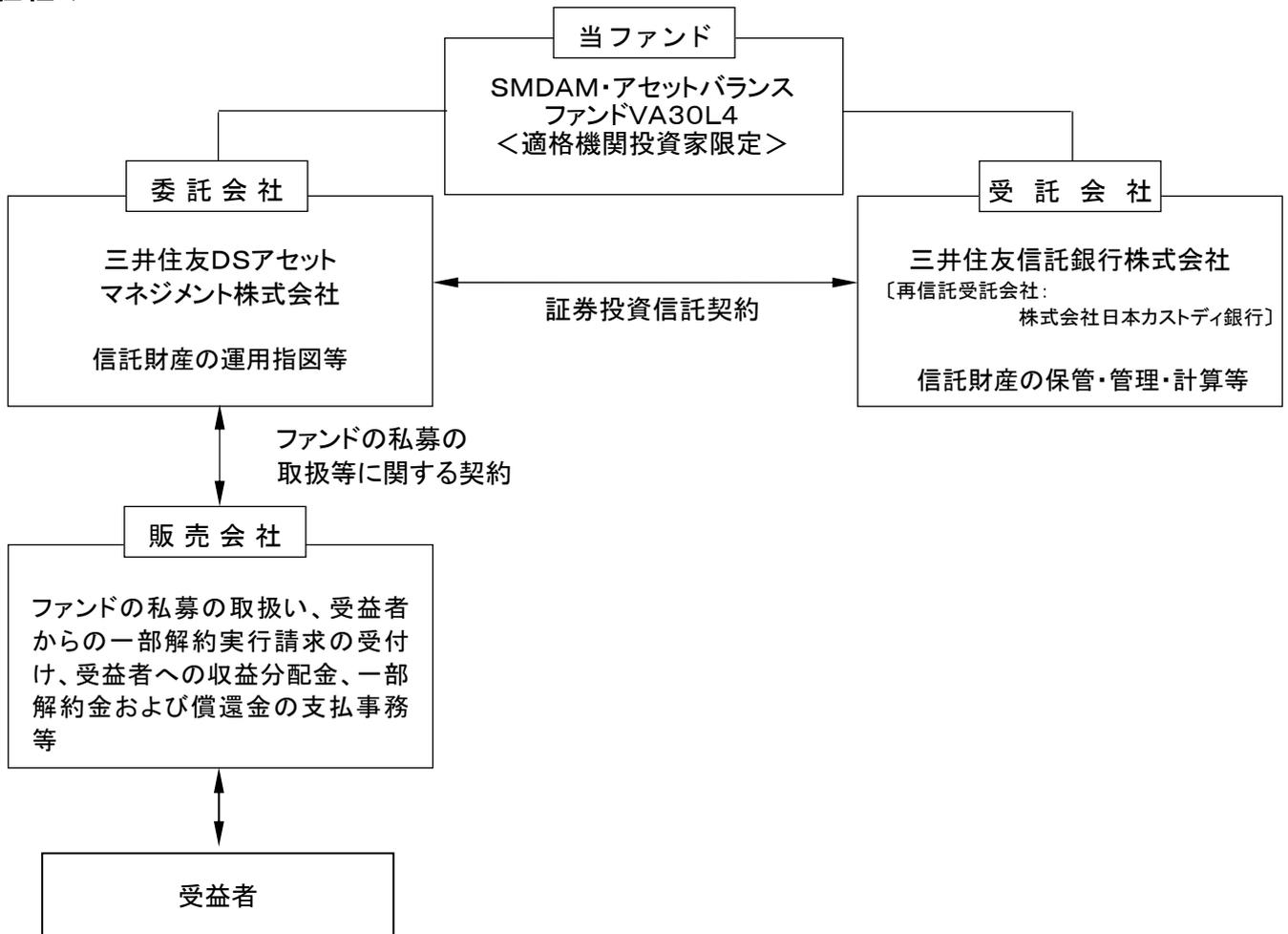
- ファンド設定当初、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

- 当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行われます。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、信託財産の安定した成長を目指して運用を行います。

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資するとともに、直接、日本を含む世界各国・地域の株価指数先物取引、債券先物取引、外国為替予約取引等を利用することで、信託財産の安定した成長を目指します。また、直接公社債および短期金融商品に投資する場合があります。
- 運用にあたっては、原則として株価指数先物取引、債券先物取引等を利用し「国内株式」・「国内債券」・「外国株式」・「外国債券」の4つの資産への分散投資効果の実現を目指します。また、外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。
- 先物取引等を通じて行う「国内株式」・「国内債券」・「外国株式」・「外国債券」の資産への投資は、下表の基本資産配分比率で行うものとします。それぞれの資産の時価変動等に伴う各資産比率の変化については、一定の範囲を設けて調整を行います。

(基本資産配分比率)

国内株式	国内債券	外国株式	外国債券
10%	20%	20%	50%

上記の比率は、各資産の先物取引の評価額および残存期間1年程度以上の公社債の評価額の合計額により計算するものとします。

- ファンド設定当初、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- マザーファンドの投資方針につきましては、下記【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象をご参照ください。
- 投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

マネープール・マザーファンド

(目的および基本的性格)

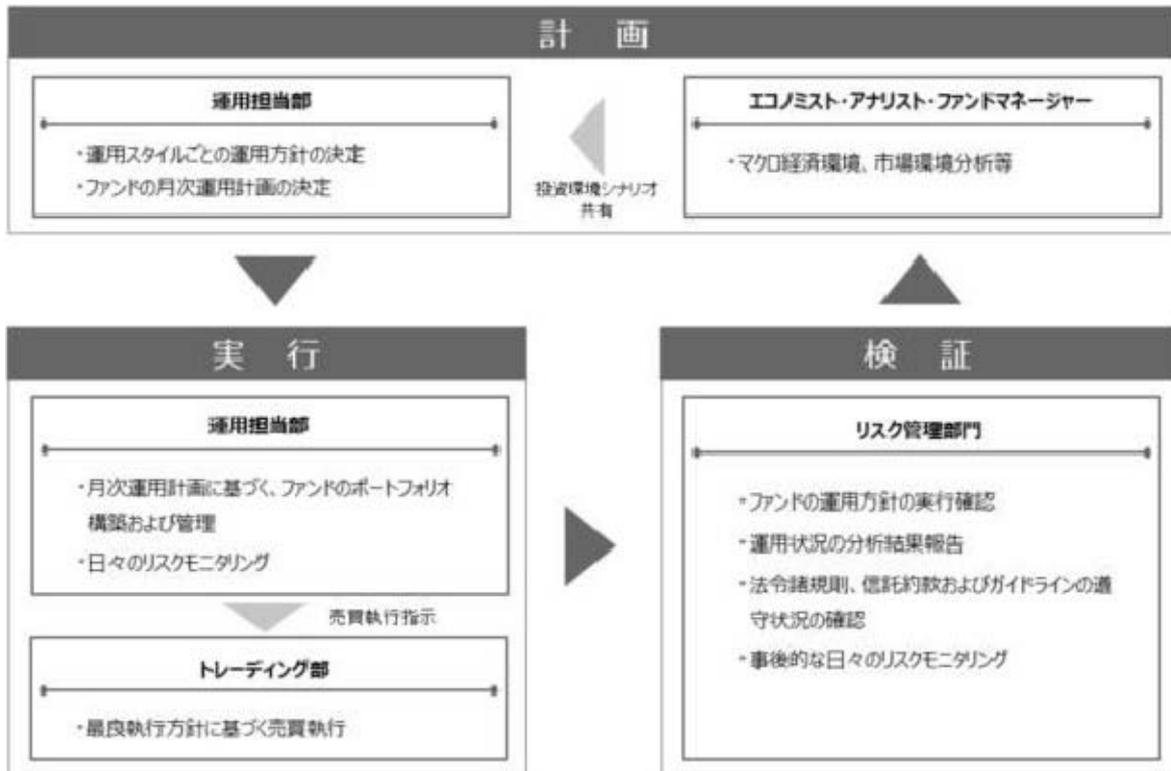
円貨建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象として、安定した収益の確保を目指します。

(特色)

- ・主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。
- ・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2 運用体制

① ファンドの運用体制



※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

② 委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務(保管・管理・計算等)を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

3 主な投資制限

信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

マネープール・マザーファンド

- ① 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資は行いません。
- ④ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスクについて

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

■ 派生商品リスク

各種派生商品(先物取引、オプション取引、スワップ取引等)の価格は、その基礎となる原資産の価格変動および市場動向等により変動し、取引の種類によっては原資産の価格変動以上の値動きをすることがあり、ファンドの基準価額に影響を及ぼします。買い建てた派生商品(ロング・ポジション)の価格が下落した場合、あるいは売り建てた派生商品(ショート・ポジション)の価格が上昇した場合には、基準価額が下落する要因となります。

取引所を介さずに相対で取引する派生商品においては、取引相手の倒産等により契約が履行されず損失を被り、基準価額が下落する場合があります。

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限

定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。

■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

■ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■ 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

上記の投資リスクの管理体制は以下の通りです。

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にはリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

3. その他詳細情報

1 投資対象

① 投資対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ)次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。)

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。)
3. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
4. 金銭債権

(ロ)特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、「マネープール・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券または次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法

第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。)で次号に定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
19. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
21. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

2 投資制限

① ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ 投資する株式等の範囲

(イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ)上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

ハ 信用取引の指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)上記(イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)上記(ロ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ニ)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ニ 先物取引等の指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資す

るため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引および公社債にかかる有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ハ、ニに掲げるものをいいます。)を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

(ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(ハ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ホ スワップ取引の指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。))が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(ニ)上記(ハ)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ホ)スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

(ヘ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ヘ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ)金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。))が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が

減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

(ニ)上記(ハ)においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ホ)金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

(ヘ)委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ト)「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。))における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。))までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。))の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(チ)「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。))のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。))を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(リ)「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

ト 有価証券の貸付けの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

i)株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ii)公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ)上記(i)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ)委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

チ 有価証券の空売りの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売

SMDAM・アセットバランスファンドVA30L4〈適格機関投資家限定〉

- り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。
- (ロ)上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとしてします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとしてします。
- リ 有価証券の借入れの指図
- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとしてします。
- (ロ)上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとしてします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとしてします。
- (ニ)有価証券の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。
- ヌ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ル 外国為替予約取引の指図
- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ロ)上記(イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしてします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ)上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするもの

とします。

- (ニ)上記(ロ)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ヲ 資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしてします。

- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡り日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととしてします。

- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- (ニ)借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

② 法令に基づく投資制限

同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

4. 運用状況

当ファンドは、2026年3月25日から運用を開始するため、2025年10月31日現在、記載すべき事項はありません。

- 1 投資状況……………該当事項はありません。
- 2 投資資産
 - ① 投資有価証券の主要銘柄……………該当事項はありません。
 - ② 投資不動産物件……………該当事項はありません。
 - ③ その他投資資産の主要なもの……………該当事項はありません。
- 3 運用実績
 - ① 純資産の推移……………該当事項はありません。
 - ② 分配の推移……………該当事項はありません。
 - ③ 収益率の推移……………該当事項はありません。

II 財務ハイライト情報

当ファンドは、2026年3月25日から運用を開始するため、2025年10月31日現在、記載すべき事項はありません。なお、当ファンドの監査はPwC Japan有限責任監査法人が行います。

- (1) 貸借対照表……………該当事項はありません。
- (2) 損益及び剰余金計算書……………該当事項はありません。
- (3) 注記表……………該当事項はありません。

III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託(ファンド)の沿革、投資信託(ファンド)の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。

「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託(ファンド)の沿革
- II 投資信託(ファンド)の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2. 投資信託(ファンド)の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定及び解約の実績

資産の運用に関する重要な事項

I 投資信託(ファンド)の沿革

2026年3月25日 信託約款の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始(予定)

II 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 財務諸表

当ファンドは、2026年3月25日から運用を開始するため、2025年10月31日現在、記載すべき事項はありません。なお、当ファンドの監査はPwC Japan有限責任監査法人が行います。

- (1)貸借対照表……………該当事項はありません。
- (2)損益及び剰余金計算書……………該当事項はありません。
- (3)注記表……………該当事項はありません。
- (4)附属明細表……………該当事項はありません。

2. 投資信託(ファンド)の現況

純資産額計算書

当ファンドは、2026年3月25日から運用を開始するため、2025年10月31日現在、記載すべき事項はありません。

III 設定及び解約の実績

当ファンドは、2026年3月25日から運用を開始するため、2025年10月31日現在、記載すべき事項はありません。

三井住友海上プライマリー生命の生命保険商品

- 各商品のお取扱いに関する詳細につきましては、下記の連絡先または当社のホームページ等によりご確認ください。
フリーダイヤル：0120-125-104
ホームページアドレス：<https://www.ms-primary.com>

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

特に

- クーリング・オフ制度 (お申込みの撤回・契約の解除) について
- 勤務先の申告について
- 責任開始期・契約日について
- 元本欠損が生じる場合について
- 保険金等をお支払いできない場合
- 特別勘定と資産運用
- 諸費用について
- ご契約の解約・一部解約

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、生命保険募集人の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら、下記にお問合わせください。

なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

募集代理店

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

資料請求・お問合わせ

フリーダイヤル 0120-125-104

〒103-0028

東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

ホームページ：<https://www.ms-primary.com>

●ご契約後の照会につきましては

フリーダイヤル 0120-81-8107 (ハイ、パートナー)

保険会社
使用欄



0300022110